

事業計画書

1 運営ビジョン

(1) 地域における地域ケアプラザの役割について

地域包括ケアシステムの推進や高齢者、子ども、障害者支援の視点を含めて地域ケアプラザの指定管理者として行うべき取組を具体的に記載してください。

地域ケアプラザの指定管理者として、様々な地域のニーズや現状に対して、しっかりと向き合い、地域住民が主体となるまちづくりに関わることで、子どもも障がいのある方も高齢者も誰もがその人らしくこの地域で暮らし続けることができるように、見守り、支えあい、孤立しない仕組みを作っていくことを目指します。

地域福祉の拠点として、今まで培った経験、地域との信頼関係を活かして、地域の方々とともに活動し、関係機関と協力し合いながら充実した福祉保健サービスを提供していきます。

地域包括ケアシステムについては、誰もが安心して、心豊かに暮らすことができる地域社会の実現のために、「介護・医療・介護予防・生活支援・住まい」が切れ目なく提供される地域づくり（地域包括ケアシステムの構築）を地域の実情と特性に合わせて推進していきます。また、第5期とつかハートプラン及び大正地区の地区別計画推進に向け、『戸塚スタイル』をまちぐるみで！」をキーワードに地域の方々への周知、地域活動の創出・継続・発展に向けた取り組み、医療・福祉・介護だけではなく多様な社会資源と連携し、チームの一員として取り組んでいきます。

<関係者支援>

大正連合町内会自治会、大正地区東西民生委員児童委員協議会、大正地区社会福祉協議会、大正地区老人クラブ連合会、保健活動推進員会、地域活動団体、小中学校、地域の企業等とのつながりはもちろん、新たな主体との連携も行っていきます。

<高齢者支援>

いつまでも地域での生活が継続できるように介護予防、医療、福祉、地域活動等、総合的な視点を大切にしていきます。

<子ども支援>

特に幼少期から地域とつながることができるように地域ケアプラザの周知、福祉教育にも力を入れていきます。

<障害者支援>

当事者支援から地域住民への普及啓発に重点をおき、多様な主体と連携し、取り組んでいきます。

<居宅介護支援事業所>

公的なケアプラザの居宅介護支援事業所においては、緊急時や虐待の疑いがある支援困難ケース等、他事業所では対応が難しいケースの受け入れを積極的に行い、迅速に対応していきます。

(2) 担当地域の特色、課題及び将来像並びにそれに係る取組について

地域住民や関係者と連携・協働して、情報収集及びデータ分析等により、地域の特色や魅力、課題を把握できる具体的な計画を記載してください。

上記により把握した課題を地域において解決するため、また魅力をより発揮するための関係団体等との連携方法を具体的に記載してください。

<地域の特色や魅力、課題を把握するための計画>

- ① 日頃からの相談業務、運営協議会、連合町内会自治会、民生委員・児童委員協議会等の定例会、地域ケア会議、協議体、地域活動等を活用し、地域住民の声に耳を傾けていきます。
- ② 地域活動に参加し、広い視野で情報収集を行い、地域特性や課題の把握に努めていきます。
- ③ 横浜市提供の地区概況シートのデータ分析や活用をしていくとともに、より具体的な地域課題の把握として、町内会自治会等の全戸訪問アンケート調査も行っています。

<関係団体等との連携方法>

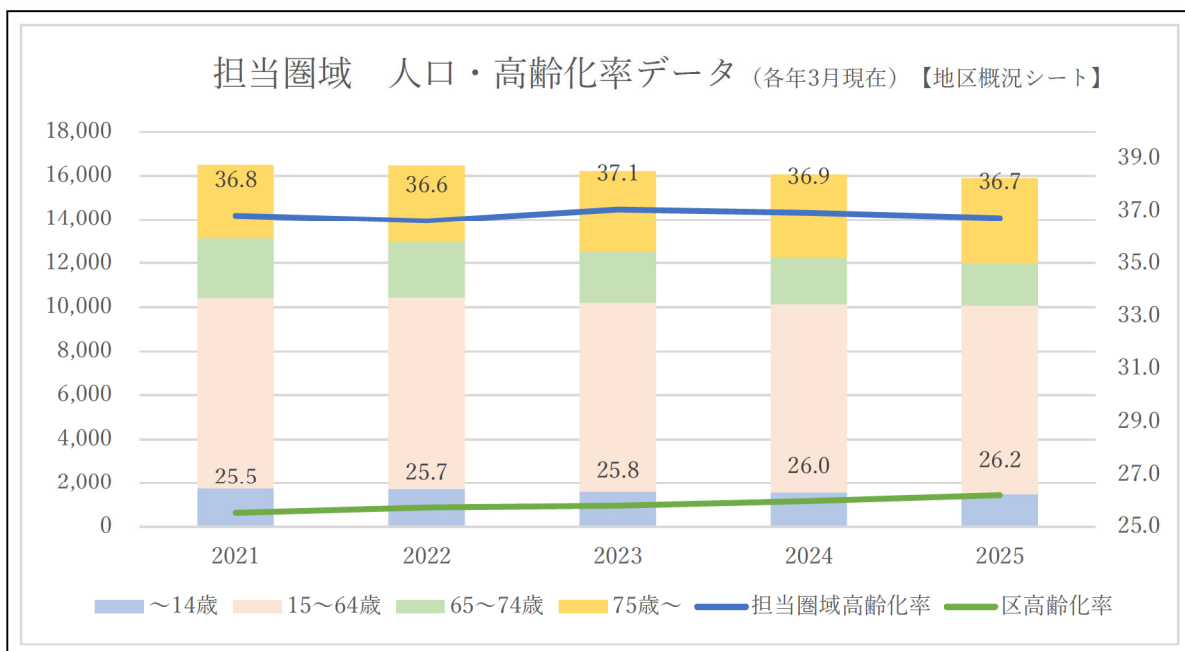
- ① 様々な主体の地域団体と連携し、見守り、支援を進め、その地域が抱える課題と地域力を地域ケア会議や協議体、各種講座等で「見える化」「体験」することで、地域住民が自分たちの力に気づき、魅力を最大限に発揮し、地域福祉力を向上できるように取り組んでいます。
- ② 地域の抱える課題にマッチした取組を伴走しながら一緒に行っています。

<担当地域の特色や魅力>

- ① 深谷町、俣野町、原宿4丁目の一部を担当圏域とし、人口15,916人（令和7年3月時点）、65歳以上の高齢化率は36.74%と区内で一番高いエリア（市内では8番目）となっています。築年数の経過した集合住宅や戸建てが多く、交通の利便性はバスのみということで、決して良いとは言えません。
- ② NPO法人や町内会自治会等の地域住民が主体となり、みんなで支え合う地域づくりの土壤があることが魅力で、活発に地域活動が行われています。（要介護認定率は22.5%と区内で5番目）
- ③ 担当地域には深谷小学校、横浜深谷台小学校、深谷中学校、横浜薬科大学があり、福祉教育や自主事業等を通じて交流に努め、また、介護老人保健施設、グループホーム、有料老人ホーム等、多くの福祉施設もあり、ボランティア活動の場を提供できる環境が整っているため、コーディネートも積極的に行っています。

<地域の課題>

- ① 相談業務において、高齢者単身、高齢者のみの世帯が年々増加していることに加え、家族や地域との関わりが希薄化し、認知症や精神疾患により理解力が低下した対象者への対応についても課題となっており、困難ケースについては長期化する傾向にあります。
- ② 地域課題については、地形的に坂道も多く高齢化が進む中で外出や買い物への支援が求められています。
- ③ 継続して世代を超えた交流や地域団体の担い手の裾野拡大が必要と考えます。



(3) 担当地域における関係団体等との連携について

地域、行政、区社会福祉協議会、関係機関及びその他様々な団体に加え、他の地域ケアプラザとの連携について、具体的に記載してください。

地域ケアプラザは、地域の特性や様々な課題解決に向けて、今まで築き上げたネットワークや地域との信頼関係を十分に活かして日常的に連携して対応していきます。大正連合町内会自治会、大正地区東西民生児童委員協議会、大正地区社会福祉協議会をはじめとする地域の団体と連携しながら、地域における様々な課題の解決に向けて情報を共有し、連携・支援していきます。

<行政機関との連携>

- ① 毎月行っている高齢障害支援課との定例カンファや専門職ごとの連絡会で、情報共有を行い地域支援や個別ケースの支援に向けて連携していきます。
- ② 区地域福祉保健計画（ハートプラン）の推進に向けて、行政や戸塚区社会福祉協議会と連携し、支援チーム定例会で具体的な地域活動や課題を意識した連携や、大正地区社会福祉協議会の理事会員として、より一層の連携と協力に取り組んでいきます。

<区社会福祉協議会との連携>

- ① 地域ケアプラザの2層生活支援コーディネーターは、戸塚区社会福祉協議会の1層生活支援コーディネーターと連携して、地域における生活支援や地域活動についてのあり方を検討していきます。
- ② 地域ケア会議にも参加を依頼し、地域課題や新しい資源開発のために連携していきます。

<医療機関との連携>

- ① 協力医は、運営協議会に参加していただきケアプラザの活動や地域の情報を共有していきます。

- ② 地域住民向けの健康講座や個別相談、広報紙への健康コラムの執筆等、地域支援の協力をお願いしていきます。

＜他の機関との連携＞

- ① 保育園、小学校、中学校の教育機関、障害者・高齢者施設、区民活動センターとはボランティアの受け入れ、イベント、地域の運営協議会、運営推進会議等、相互に活動を理解しながら連携し、取り組んでいきます。
- ② 横浜医療センター附属横浜看護学校の「地域・在宅看護論Ⅰ」と横浜市消防訓練センターの「地域福祉論」の講義をそれぞれ１単位ずつ担当しており、地域ケアプラザの周知や人材育成の観点からも連携を継続していきます。
- ③ 隣接する地域ケアプラザとは、サービスＢ活動団体、町内会自治会の協働事業、たいしょう食堂や食品配布会等の地域活動における情報交換を行い適切な連携を図ります。
- ④ 子育て支援団体とは、定期的に各団体の取り組み状況の共有や、ケアプラザが開催するイベント時の運営支援等で連携を深めていきます。
- ⑤ 障害者支援については、戸塚区基幹相談支援センターや生活支援センター等と個別相談や普及啓発を通して連携していきます。

今後も多世代の地域づくりとして誰もが繋がることができるように地域ケアプラザの役割として連携を通して広めていきます。

より開かれた地域ケアプラザとして、地域の方々に寄り添えるよう多様な主体と連携・協働しながら地域支援に取り組んでいきます。

2 団体の状況

(1) 団体の理念、基本方針及び事業実績等について

団体の理念や基本方針、事業実績等について、記載してください。

＜基本理念＞

「愛と真理に基づき、最も困っている人々に手を差し伸べる」

援助を必要としている人々すべてに福祉活動を行ってきた創立の精神を保持し、時代の沿革の中で社会のニーズに応じてその使命を果たす。

＜基本方針＞

- １．基本理念に基づいた精神的基盤に立ち戻り「人間の尊厳」「いのちの大切さ」に視点を置いたサービスの向上に努める。
- ２．地域関係機関や事業内チームの連携を大切にし、地域福祉の向上に努める。
- ３．心のこもった温かいサービスを提供できる職員の育成。
- ４．各事業体の健全な運営を図り、利用者に喜ばれ、職員の働きやすい環境を整える。

＜事業実績＞

明治３１年１０月 熊本にて救ハンセン病事業を始める。

昭和２７年５月 社会福祉法の施行を受け、「社会福祉法人聖母会」認可。

北海道から奄美大島まで病院、児童養護施設、保育園、生活困難者相談事業、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、短期入所、訪問介護、訪問看護、地域包括支援センター等の事業を行っている。

<横浜市における事業実績>

昭和22年6月 横浜市戸塚区原宿にて「聖母の園養老院」認可。

現在、聖母の園では、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、短期入所事業、通所介護事業、認知症対応型通所介護事業、配食サービス事業、高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業を実施している。

昭和43年4月 横浜市戸塚区原宿にて「聖母の園保育園」開設。

平成11年10月 地域活動交流の場、福祉保健に関する相談・助言を行う在宅介護支援センターとして「横浜市原宿地域ケアプラザ」の運営を横浜市より委託される。

平成29年7月 福祉サービス、保健サービス等を身近な場所で総合的に提供する地域包括支援センターとして、「横浜市深谷俣野地域ケアプラザ」指定管理者の指定を受ける。

※戦後、戦災孤児等の保護養育のため養護施設・乳児院を横浜市山手町に開設。

(後の聖母愛児園。現在は他の社会福祉法人へ移管)

多種多様なニーズに対応できる人材育成に努め、長い歴史の中で積み重ねられた様々な経験を活かし、地域福祉事業を通じて地域の皆さまに貢献している。法人内研修により理念の浸透や施設職員間の交流を深め、法人外研修の積極的な参加により、意欲向上のある職員にとって働き甲斐があり、自分らしく、自己実現がしやすい環境整備に努めている。

居宅介護支援事業

(令和6年度実績)

施設名	年間延べ利用者数
聖母の丘（熊本県）	2,097
奄美の園（鹿児島県）	208
聖母の園（横浜市）	857
横浜市原宿地域ケアプラザ（横浜市）	2,001
横浜市深谷俣野地域ケアプラザ（横浜市）	1,906
聖母ホーム（東京都）	1,416

通所介護事業

施設名	年間延べ利用者数	平均介護度
聖母の丘（熊本県）	5,607	1.8
奄美の園（鹿児島県）	3,021	1.9
聖母の園（横浜市）	7,462	2.2
横浜市原宿地域ケアプラザ（横浜市）	8,800	2.3

認知症対応型通所介護事業

施設名	年間延べ利用者数	平均介護度
聖母の園（横浜市）	677	3.3
聖母ホーム（東京都）	1,415	3.1

(2) 財務状況について

予算の執行状況、法人税等の滞納の有無及び財政状況の健全性等、安定した経営ができる基盤等について記載してください。

＜令和7年度の予算執行状況（11月30日現在）＞

【収入】介護保険事業収入（65.8%）老人福祉事業収入（66.5%）児童福祉事業収入（60.9%）保育事業収入（66.2%）医療事業収入（70.3%）

【支出】人件費支出（61.7%）事業費支出（62.7%）事務費（61.8%）

＜財務状況・経営基盤等＞

社会福祉法人聖母会の計算書類は我が国において一般的に公正妥当と認められる社会福祉法人会計基準に準拠しており、財産・収支及び純資産の増減の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認められています。（独立監査人の監査報告書より）

法人税、消費税及び地方消費税について滞納はなく、納税は速やかに行われています。

経営基盤の安定、収支改善に向けて、収入全体の50%以上占める病院を中心に経費節減や組織改革のプロジェクトチームを立ち上げ、構造改革に取り組んでいます。

3 職員配置及び育成

(1) 地域ケアプラザ所長及び職員の確保、配置について

地域ケアプラザを運営していく上で、地域ケアプラザ所長（予定者）及び職員の人員配置並びに勤務体制、必要な有資格者・経験者の確保策について、その考え方を記載してください。

＜人員配置＞

- ① 所長（予定者）については、施設の現場経験等を積んだ職員の中から、施設の運営管理、予算編成等を統括して行うとともに、地域の方々や関係機関等と良好な関係を構築できる人材を充てていきます。
- ② 職員については、資格・経験、キャリアパス、本人の意向や意欲も踏まえ、地域福祉の推進を図ることができるよう、適切に配置していきます。

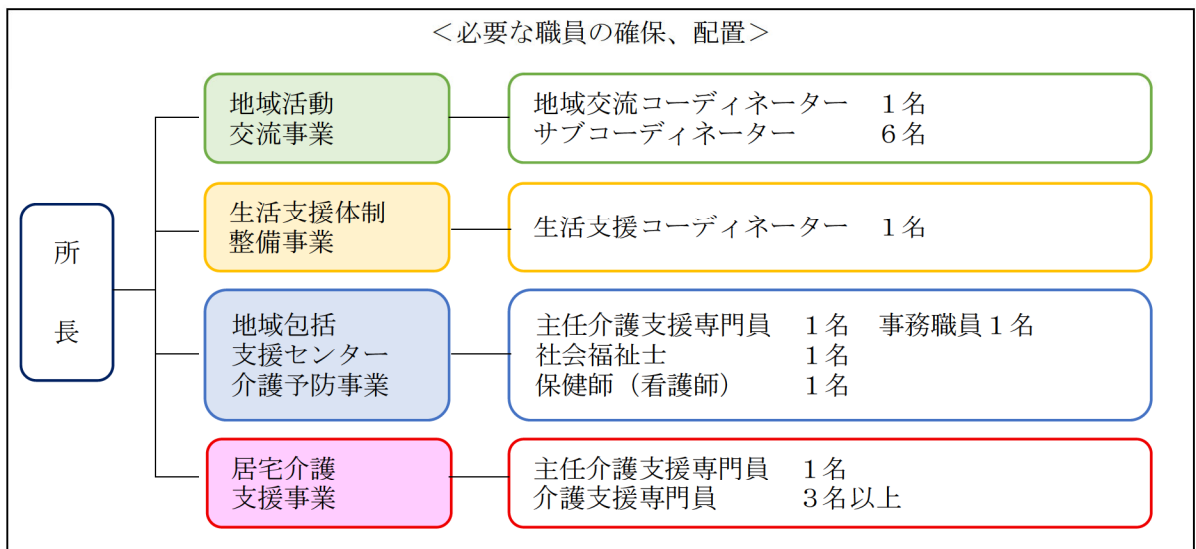
＜勤務体制＞

開所時間：原則9時～21時、夜間閉館日は9時～18時。第三金曜日・年末年始は休館。

勤務体制：日勤と遅番のシフト制で、相談業務に支障がないよう午前・午後窓口当番を設け、円滑な運営に努めています。

＜必要な有資格者・経験者の確保策＞

- ① 介護保険事業である居宅介護支援事業、地域包括支援センター介護予防事業は法令により、基本的な人員配置基準が定められており、その基準を遵守するとともに、より円滑な事業遂行が可能となるように適切な人員配置を行います。
- ② 人材育成に向けて、内部外部研修等も多く取り入れながらスキルアップを図り、働きやすい職場づくりを行うことで経験を積み重ね、人材の確保に努めています。
- ③ 入職後に資格を取得している職員も多く、一層の資質向上を目指し業務に取り組んでいます。また、欠員が生じた際には、ハローワークや求人サイト等、様々な手段を通じて募集を行うとともに、同一法人施設内での人事異動も検討し、欠員期間が発生しないように努めています。



(2) 育成・研修について

地域ケアプラザの機能を発揮するための人材育成及び研修計画について、記載してください。

＜人材育成＞

- ① 横浜市が示す「地域ケアプラザ業務連携指針」をもとに、法人でもキャリアパス職務表等も作成し、日常業務を通じたOJT、運営法人外での学び（各職種の連絡会等）、専門性のある研修等を通して、地域ケアプラザを利用される皆さまが満足いただける支援を行えるような人材育成に努めていきます。

＜研修計画＞

- ① 年間研修計画に基づき、法人研修及び聖母の園、横浜市原宿地域ケアプラザとの合同研修、職場内研修を実施すると共に、必要な外部研修にも業務と位置付けて参加していきます。
- ② 常勤職員、非常勤職員に関わらず、職員の能力・経験等に合わせた研修に参加できるようにしていきます。
- ③ 会場やオンライン等、選択できる研修については、職員に選択を任せ、より多くの研修に参加できるような環境を整えていきます。
- ④ 研修参加者には、報告書の提出及び職員会議等で伝達研修を行い、職場全体のスキルアップを目指します（欠席者には書面で周知）。
- ⑤ 業務上必要な法定研修は業務とし、研修参加費、交通費等はすべて施設負担とすることで、人材の育成・確保ができる体制としています。さらに、資格取得後は給与に反映し、個々のモチベーションアップにつながるように工夫していきます。
- ⑥ 新職員に対しては、入職時個別にオリエンテーションを実施し、新職員対象の合同オリエンテーションを年2回実施しています。ここでは、基本理念や基本方針、施設の役割等について全職員に周知し、仕事のやりがいや業務の基本の心得を身につけてもらいます。
- ⑦ 職員が社会人としての基本的なマナーを身につけるよう、挨拶や丁寧な言葉遣い、名札の着用や適切な服装、電話での氏名を名乗る指導を徹底しています。

＜研修計画＞

個人情報保護	年 1 回
身体拘束防止・虐待防止	年 1 回
認知症の理解と対応	年 1 回
腰痛予防	年 1 回
食中毒・感染症の予防とまん延防止	年 1 回
緊急時の対応（A E D講習）	年 1 回
防災・避難訓練	年 2 回
事故防止・リスクマネジメント	年 1 回
ターミナルケア（精神的ケア）	年 1 回
メンタルヘルス	年 1 回
事業継続計画研修及び訓練（災害・感染症）	各年 1 回
人権擁護	年 1 回
マナー研修	年 1 回

4 施設の管理運営

(1) 施設及び設備の維持保全、管理及び小破修繕の取組について

施設及び設備の安全確保及び長寿命化の観点から、維持保全（施設・設備の点検等）計画及び修繕計画について、具体的に記載してください。

基本協定書に基づき、業者委託にて定期清掃・施設管理業務を行い、施設の安全で快適な環境維持管理に努めます。

＜維持保全（施設・設備の点検等）＞

- ① 職員による巡回点検等を通して、建築物や建築設備等の破損または汚損に対する予防保全に努めます。
- ② 施設管理者点検（簡易点検）は複数職員での実施により経年劣化状態を判断し、区と協議の上、利用者の安全を第一に考えた上で速やかに回復または保全措置を行います。

＜修繕計画＞

- ① 今後想定される設備の入替や修繕等については、同法人で運営する他のケアプラザの修繕履歴も参考にしながら、計画的に実施していきます。
- ② 更新費用が高額なものも想定されるため、急な修繕や入替にも対応できるよう、修繕費予算を確保していきます。

＜物品や景観等＞

- ① 物品等については、Ⅰ種物品管理簿（横浜市所有物品）・Ⅱ種物品管理簿、固定資産物品台帳、物品管理シール等により適切な管理を行い、横浜市所有物品を廃棄する際は、協議書にて区役所へ事前協議を行った後、物品管理簿にて区へ報告を行います。

- ② 植栽管理については、地域のボランティアの協力を得ながら職員と一緒に除草作業を実施し、良好な景観を保持します。

＜施設の維持管理・保守（各種法定点検等）＞

○定期清掃	月 1 回	○消防設備保守	年 2 回
○窓ガラス清掃	年 6 回	○空気調和等関連機器保守	年 2 回
○機械警備	通年	○冷暖房機器関係保守	年 2 回
○排水管清掃	年 1 回	○害虫駆除	年 2 回
○エレベーター保守	月 1 回	○非常用照明設備	年 1 回
○自動ドア保守	年 4 回	○ポータブル小型発電機保守	適時
○植栽保守	随時	○建築物防火設備点検	年 1 回

(2) 事件事故の防止体制及び緊急時の対応について

事件事故の防止体制、事件事故発生時における緊急の対応について、具体的に記載してください。
※急病時の対応など。

＜事件事故の防止体制＞

- ① 法人作成の事故対応マニュアルを職員に周知徹底し、事故防止に努めるとともに、ヒヤリハットを記録し、会議時等に具体的な解決策を検討していきます。
- ② 職場研修として、事故防止・リスクマネジメント研修を行い、情報を共有することで事故防止の意識を高めていきます。
- ③ 社用車の使用前後にはアルコールチェッカーにて検査を実施し、安全な体制を整えます。

＜事故発生時の対応＞

- ① マニュアルに基づき適切な対応を行うとともに、その日のうちに関係者で事故原因と対策を検討し再発防止に努めていきます。事故発生状況に応じて、各行政機関への報告を迅速に行い指示に基づき適切に対応していきます。
- ② 利用者の急変時に備え、ケアプラザにある同機種の A E D を用いた訓練を外部講師を招き、実施していきます。

＜災害・防犯への取組＞

- ① 日常の館内外の巡回や点検を行い、夜間不在時は機械警備により犯罪や事故防止に努めていきます。また、不審者等の来館に備え、非常ボタンを設置し警備会社へ通報されるような体制を整えていきます。
- ② ケアプラザ所有の鍵は、管理責任者を所長として適切な管理に努めます。

＜職員急病時の対応＞

- ① 職員本人の事故や急変時（熱中症等）も想定することで、速やかにご家族等へ連絡をとれるよう、定期的に緊急連絡先の見直しを行っています。

(3) 災害等に対する取組について

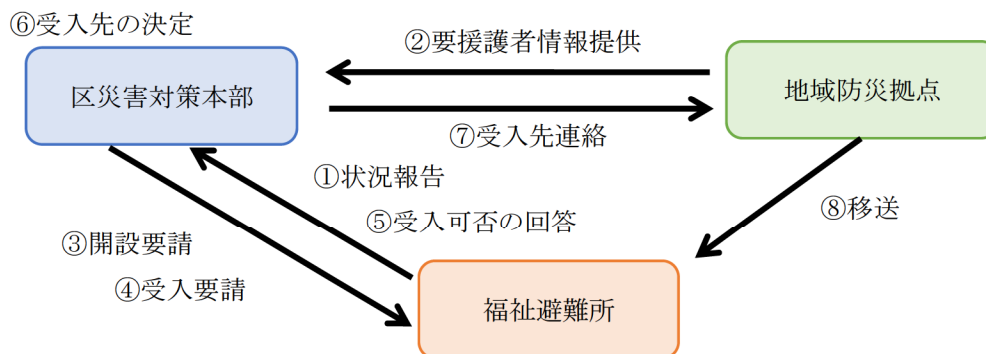
ア 福祉避難所の運営について

地域ケアプラザは、区防災計画に基づき福祉避難所として開設及び運営を行うことが規定されていますが、発災時に備えた事前準備や福祉避難所の運営方法（職員の参集方法や日ごろの訓練等）について、具体的に記載してください。

<福祉避難所開設の流れ>

- ①利用者・職員の安全確保、職員の参集
 - ・開館時：利用者の安全確保、利用者数・負傷者の有無確認
 - ・閉館時：災害対策マニュアルに基づき所長等関係職員の参集
- ②地域全体の被害状況及び施設の被害状況の確認
 - ・地域・施設の建物の被害状況の確認
 - ・通信手段・電気、ガス、水道の状況確認
- ③区災害対策本部・法人本部・聖母の園、横浜市原宿地域ケアプラザへの報告
 - ・確認した項目を区本部、各施設に報告し、各施設の被害状況を確認
 - ・福祉避難所の開設可否報告
- ④福祉避難所開設準備
 - ・ケアプラザ災害対策本部の立ち上げ
 - ・受入場所や職員控室の確保、福祉避難所レイアウトの作成
 - ・災害備蓄物資の確認、職員参集状況及び役割分担の確認
 - ・地域への周知（福祉避難所開設及び通常業務としての貸室の休止）
 - ・職員参集状況を踏まえ、区本部と受入可能人数の調整

<福祉避難所開設及び要援護者受け入れの流れ>



<発災時に備えた事前準備や福祉避難所の運営方法>

- ① 原則、震度5強以上の地震等の災害時には職員や家族の安全が確認された後、ケアプラザに駆け付けるように周知し、緊急連絡網等を作成し全職員に配布しています。
- ② 駆け付けた職員が少しでも安心して行動できるよう、備品の整備とともに初動対応マニュアルに沿って、訓練や研修を繰り返し行います。
- ③ 「福祉避難所開設・運営マニュアル」に基づいて開設準備を行い、区本部の要請にいち早く要援護者の受入体制を整えることができるように、備蓄物資や発電機動作確認等を年に複数回、職員間で共有し災害に備えます。

- ④ 地域の方々に対して、一次避難場所として地域防災拠点をお知らせする掲示物を作成し、適切に誘導を行い、福祉避難所開設に向けた準備ができるよう努めていきます。
- ⑤ 横浜市戸塚区災害時専用携帯電話も常設し、区本部からの要請に備えていきます。
- ⑥ 福祉避難所緊急通行車両の登録を行い、要援護者の移送等についても協力していきます。
- ⑦ ボランティアについては、区本部や区ボランティアセンターと連携、情報共有しながら円滑に受け入れを行っていきます。「災害時こころのケアハンドブック」を用いて、被災者や支援者のこころのケアについても配慮していきます。
- ⑧ 大規模災害が発生し、既存の情報伝達手段であるテレビや SNS 等を使用できない場合に備え、横浜市の臨時災害放送局（FM77.1）について、職員に周知をしていきます。

イ 災害等に備えるための取組について

震災や風水害等といった災害や、感染症の発生・まん延に備えるための取組について、具体的に記載してください。

<震災や風水害等といった災害への取組>

- ① 事業継続計画（災害）を策定するとともに、写真付きの業務フロー（外周やライフライン確認等）も準備して、職員の不安が少しでも払拭できるよう、災害に備えていきます。
- ② 貸館利用者には、書面と口頭で避難経路と災害時の対応を説明するとともに館内各部屋の内線電話のそばにイラストを使用した案内図を掲示し、安心してご利用いただけるように努めています。
- ③ 大型台風（風水害）については、「浸水ハザードマップ」等を活用し、速やかな情報収集と必要に応じて一人暮らし高齢者、高齢者世帯への注意喚起を行います。
- ④ 「災害時情報共有システム訓練」も行い、震災への意識を高めていきます。
- ⑤ 防災については、マニュアルに基づいて防災・避難訓練を年2回実施し、職員に対しては初期消火に対応できるように消火器訓練も実施します。
- ⑥ 災害時給水マップ【戸塚区】を事務所に掲示し、給水場所を周知していきます。
- ⑦ 法人の「非常災害時相互応援規則」に基づき、事業所が被災した場合、被災した事業所の要請に応じて、各事業所が復旧に必要な人的及び物的な応援等、総合的な援助を行います。



業務フロー・備品



発電機・カセットコンロ等



消火器訓練

※職員の安否確認は緊急連絡網、SMS、災害伝言板、LINE 等、複数の手段を用いて行います。
また、受水槽がない施設のため、賞味期限切れの水を保管し、生活用水として使用できるようにしていきます。

＜感染症の発生・まん延に備えるための取組＞

- ① 事業継続計画の作成、感染対策委員会を開催し、研修や訓練も実施していきます。
- ② 感染症発生時や疑いがある場合に備え、就業のルールを定めており（就業場所の変更やN 9 5 マスク着用等）、それに基づき対応し、周知を徹底していきます。
- ③ 嘔吐処理の備品も各階に備えていきます。

(4) 公正・中立性の確保について

公の施設として、市民、団体及び介護保険サービス事業者等に対して、公正・中立な対応を図るための取組について記載してください。

＜市民、団体への公正・中立な対応＞

- ① 「横浜市地域ケアプラザ施設利用マニュアル」に基づき、各部屋に「ご利用案内」「貸館の予約について」を掲示し周知していきます。
- ② 申し込みについて、抽選が必要な場合には厳正なる抽選により決定し、空き室については、館内掲示、広報紙やホームページに掲載して公平にご利用していただけるように努めていきます。
- ③ 自主事業の申込については、広報紙やホームページに掲載しています。また、広報紙が回覧板でまわる期間を考慮して、申込開始日を記載する等の工夫をし、公平にご利用していただけるように努めていきます。

＜介護保険サービス事業者への公正・中立な対応＞

- ① 地域包括支援センター事業や居宅介護支援事業における介護予防ケアマネジメントやケアプラン作成の委託、介護保険サービス事業所等を紹介する際には、ハートページや事業所一覧等の事業所を紹介する為に2種類以上の資料を提示・説明し、利用者、家族の方に事業所を選択していただけるようにしていきます。
- ② 特定の事業所に偏らないように紹介した事業所を記録していきます。

(5) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応

利用者の意見、要望及び苦情等の受付方法並びにこれらに対する改善方法について、具体的に記載してください。

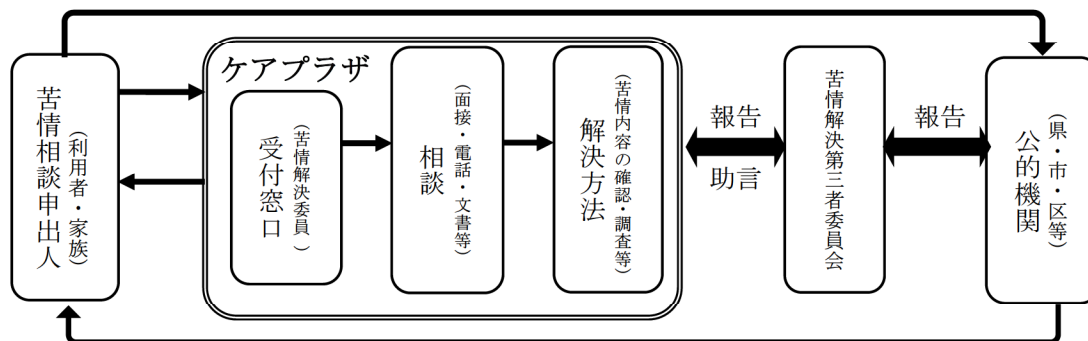
苦情解決責任者（所長）、苦情受付担当者（事務所職員）、第三者委員（民生児童委員、利用者代表）を置き、苦情を受け付けた際には苦情対応マニュアルに基づいて誠意ある対応をして苦情解決に取り組みます。

＜利用者の意見、要望及び苦情等の受付方法＞

- ① ホームページや館内設置のご意見箱、貸館利用者には部屋利用チェック表で日常の要望や苦情等を受け付けるとともに、地域活動参加時も常に要望等を聞き入れるよう努めていきます。
- ② 公的機関において苦情申し立てができる旨を説明し、「はまふくコール」「横浜市福祉調整委員会」「横浜市民利用施設ご意見ダイヤル」等の連絡先を案内・掲示します。
- ③ 年1回全部署で利用者アンケートを実施し、様々な意見をいただく機会を設けていきます。

＜改善方法＞

- ① 運営協議会（年2回）、第三者評価受審、区役所による事業実績評価等を通して関係者の意見や要望をケアプラザの運営に活かしていきます。
- ② 利用者アンケートの結果から課題を抽出して、ニーズを把握し、改善策を検討・実施し、振り返りも含めて、館内掲示等で公表します。
- ③ アンケート調査の内容、課題、改善策は苦情解決第三者委員会にて報告し助言を求めます。その他必要に応じて臨時会議を開催することとしています。



(6) 個人情報保護・情報公開、人権尊重について

個人情報保護及び情報公開の取組、人権尊重など横浜市の施策を踏まえた取組について、具体的に記載してください。

＜個人情報保護の具体的取組＞

- ① 「横浜市深谷俣野地域ケアプラザの管理運営に関する基本協定書」の個人情報取扱特記事項、法人の「個人情報に関する基本規則」「個人情報取り扱い規則」を基に、個人情報及び文書等の管理を徹底し、関係者には「個人情報に関する誓約書（職員用）（ボランティア用）」「職員の個人情報に関する同意書」等の書類提出を義務付けて、個人情報漏洩防止に努めていきます。
- ② 職員教育について、全職員を対象に個人情報保護研修を年1回実施し、職員全員が常に緊張感を持ち、個人情報を取り扱うようにしていきます。
- ③ 郵送物等で個人情報を取り扱う際は、宛先や郵送物を職員2名で確認していきます。
- ④ F A Xの際は、送信する書類に個人を特定できる箇所が削除されているか、送信先の番号を入力する際には、送信先のF A X番号が確認できるもの（名刺やパンフレット等）を職員2名で照らし合わせて送信する等、具体的なルールを設けていきます。また、追加で同報送信はしない設定をする等、常に対策を更新して、個人情報漏洩防止に努めていきます。

- ⑤ パソコンのデータについては、ウイルス対策ソフトを導入し常に最新のデータベースを更新し、外部からの不正アクセスに対してもセキュリティー対策を行います。
- ⑥ 退勤時には鍵付きの書庫に保管することを職員に義務付け盗難防止に努めるとともに、起動時にはパスワード入力が必要とする等、盗難時の被害を最小限にします。
- ⑦ 事業所内でも個人情報データをUSBメモリに保存することを禁止していきます。
- ⑧ パソコンを廃棄する時はハードディスクを当事業所で破壊してから廃棄します。
- ⑨ 誤送信、誤FAX、サイバー攻撃等による情報漏洩に備え、法人として賠償責任保険にも加入しております。

＜情報公開の具体的取組＞

- ① ホームページ、施設の窓口、掲示板、広報紙等で運営状況の情報を公開し、広報紙は隔月で、町内会自治会の回覧、民生児童委員、地域の福祉保健活動団体、学校、医療機関、近隣ケアプラザ、区役所、区社会福祉協議会、地区センター、区民活動センター等へ配布します。
- ② 事業計画書（予算書を含む）、事業報告書（決算書を含む）を受付に置き、いつでも自由に閲覧できるようにし、ホームページにも掲載します。
- ③ ウェブアクセシビリティを考慮し、ホームページも閲覧しやすいように努めていきます。
- ④ 介護保険事業については、介護サービス情報の公表制度に基づき、居宅介護支援事業のサービス内容や事業所の運営状況について、指定機関を通じてインターネット上で公表します。
- ⑤ 法人が所有する情報について文書の開示の申出を受けた際は、法人の「情報公開規程」に則り適切に対応していきます。

＜人権尊重への取組＞

「横浜市人権施策基本指針」に基づき、職員会議において年一回研修の機会を設け、複雑化、多様化する様々な課題への取り組みを学ぶことで職員の人権に関する意識を高め、普及啓発も行っています。

(7) 環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組

横浜市地球温暖化対策実行計画、ヨコハマプラ5. 3（ごみ）計画、市内中小企業振興条例の趣旨及び男女共同参画推進等に対する考え方について記載してください。

＜横浜市地球温暖化対策実行計画、ヨコハマプラ5. 3（ごみ）計画＞

- ① 節水、節電、冷房及び暖房の適正温度設定、電動自転車を活用しCO2削減の取組等、環境に配慮した取り組みを継続していきます。
- ② パソコンのデータ管理による紙の使用量削減（リデュース）、コピー用紙の裏面再利用（リユース）、ゴミの分別収集（リサイクル）を行い、少しでも削減できるように努めていきます。
- ③ フードロス削減に向けて、回収ボックスの常時設置等、食品配布会への協力も行っていきます。

＜市内中小企業振興条例の取組＞

物品購入、施設整備等にかかる発注先として、横浜市の有資格者名簿（物品・委託等）を参考に市内中小企業からも相見積もりをとる配慮を行います。

＜横浜市男女共同参画推進＞

横浜市男女共同参画推進の基本理念にある「目指す社会像」に基づき、性別にかかわらず、あらゆる分野に対等に参画できるよう短時間勤務での雇用や働き方改革の推進、法人におけるハラスメント窓口相談者を設ける等、誰もが働きやすい環境の整備を行っていきます。管理職（課長級以上）は54名中、27名が女性（令和7年3月現在）であり、女性が活躍している法人となっています。

5 事業

(1) 全事業共通

ア 施設の利用促進について

施設の稼働率向上のための対策や効率的な施設貸出の方法、利用者のために有益な情報提供を行う方法について、その効果も含め具体的に記載してください。

＜施設の稼働率向上のための対策や効率的な施設貸出の方法＞

- ① 施設利用や新規を含む団体登録等の事務手続きや相談が滞りなくできるよう、貸館窓口担当者は、施設マニュアル説明会の動画研修を受け、担当者間において情報の共有を密に行います。
- ② 既存団体の活動に関する情報を一覧にし、HPや館内での掲示等で広報していきます。また、広報紙等でも定期的に施設利用の方法を周知していきます。
- ③ 新規の団体登録でお問い合わせいただく場合には、施設利用マニュアルに沿って団体区分を確認し、必要に応じて区役所へも相談を行う等しつつ、施設を有効活用できるように丁寧に対応していきます。
- ④ 夜間の稼働率が低いため、夜間であれば予約が取りやすいことを周知しながら、夜間利用に適している団体活動のマッチングに努めます。
- ⑤ 福祉保健活動や地域に有益な活動をされている団体には、部屋利用において優先的予約等の配慮を致します。
- ⑥ 活動発表の場を団体とケアプラザ共催で設け、施設を存分に活用していただきながら団体活動の促進につなげます。
- ⑦ 災害時の避難経路や避難マニュアル等の掲示や定期的な口頭でのご説明をすることで利用者様に安心してご利用いただけるよう努めます。
- ⑧ 活動団体の発表会を実施することで、発表の場の創出と活動の周知を行い、稼働率の向上に努めていきます。

＜利用者のための有益な情報提供を行う方法＞

- ① 地域の方のニーズに応じた自主事業を開催し、事業内容は広報紙「ふう～ま通信」に掲載する他、分かりやすいチラシを作成し、自治会や町内会の掲示板や回覧板を活用し周知します。
- ② ホームページを見やすく、必要とされる情報を得やすいように整え、より迅速な更新を行うことで、利用促進を図っていきます。
- ③ 利用団体に向けて、3ヶ月ごとの予約状況を館内掲示とホームページで公開し毎週更新します。
- ④ よこはまウォーキングポイントのポイントリーダー設置の周知を行い、初めての方にも気軽に施設に入ってもらえるよう工夫します。
- ⑤ 「ケアプラひろば」等のイベントを開催し、あらゆる世代の方々に対して、ケアプラザの役割や認知度を高め、利用促進につなげていきます。

- ⑥ 「ケアプラザへ来てねプロジェクト」(各種自主事業)を実施し、各種の普及啓発や、その場を活用した情報提供を行います。
- ⑦ 効果については、様々な主体へ広報紙を配布することや自主事業などで周知を広げ、少しずつですがケアプラザの利用者数の拡大を目指します。

イ 総合相談について(高齢者・子ども・障害者分野等の相談への対応)

高齢者・子ども・障害者等幅広い分野の相談への対応についての考え方、他機関との連携方法等について記載してください。

総合的で身近な相談窓口として、電話や来館、メールやオンライン相談、訪問等、多くの方法で対応し、適切な機関につなげていきます。開館時間は、常時、窓口対応職員を設けることで、いつでも相談対応ができるようにしています。また、制度の狭間にある困難なケースについては、地域ケア会議等を通して、分野に捉われず横断的に検討し、解決に向けたアプローチを行っていきます。

<高齢者分野の情報提供について>

- ① 介護保険等、福祉制度や行政サービスについては、新しい各種資料を整備し、適切な情報を窓口相談や地域のサロン等で提供していきます。
- ② 介護予防や人生会議(ACP)、認知症等については「ケアプラザに来てねプロジェクト」の一環として、老人クラブや地域活動団体等での講座を行い、老後の不安を安心に変えられるような啓発を行います。

<子ども分野の情報提供について>

- ① 養育者の来館の機会には、キッズスペースにて子どもたちを遊ばせながら、必要に応じた情報を手に取ることができるように工夫しています。また、ケアプラザの総合相談機能についての掲示もしています。
- ② 子育て支援拠点や主任児童員等、子育て支援団体等との連携を密にし、課題共有、情報共有に努めます。イベントや居場所等の情報は、わかりやすく整理し掲示していきます。
- ③ 近隣の学校やキッズクラブ等とも情報共有を行い、子ども向け事業の企画等に反映させます。また、ケアプラザ施設に親しみを持ってもらうため、学齢に合わせた理解しやすい資料を作成し、機能の説明について工夫して行います。

<障害者分野等の情報提供について>

- ① 障害制度や障害施設については、情報を把握して窓口等で情報提供する他、受付近くに資料を配架しています。また、「基幹相談支援センター」や「生活支援センター」「後見的支援センター」等、専門職が対応する窓口を案内しています。
- ② ボランティアや家族会で行われている地域の居場所や余暇事業等の情報提供をします。
- ③ 自主事業や共催事業、普及活動等を通して、地域住民の方への情報発信を行っていきます。

<他機関との連携方法について>

- ① 区役所や区社会福祉協議会とも職種の連絡会や定例カンファレンス、協力医へは個別相談や事業の相談等を通して連携を図っています。

ウ 各事業の連携及び関連施設（地区センター等）との連携について

地域ケアプラザの役割を果たすための、各事業担当間や関連施設との情報共有、円滑かつ効率的な管理運営に対する考え方を記載してください。

ケアプラザでは、個別ケース支援から様々な地域活動支援に至るまで、各事業担当者間で日常的に緊密な連携と情報共有を行います。

月に1回行われる、地域活動交流・生活支援コーディネーターと包括3職種が参加する5職種会議では、それぞれの職種が、現在、どのような関係者や機関と関り、どのような活動をしているのかを共有し、地域の情報や課題の共有、支援方法を検討しています。

＜ケアプラザ内の事業担当・事業内容＞

地域活動交流事業	貸館・自主事業・子育て・高齢者・障害者等
生活支援体制整備事業	社会資源の把握・地域活動の創出、継続、発展等
地域包括支援センター	総合相談・権利擁護・包括的継続的ケアマネジメント・ 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント
居宅支援事業	要支援、要介護者マネジメント

＜各事業部門の連携方法＞

- ① 各町内会自治会の行事やケアプラザ内の事業部門の年間予定表を作成して共有し、地域への訪問や事業所内の会議、事業の開催時等で活用します。
- ② グループウェアを導入し、個別ケースから地域情報等をオンラインで共有することで、効率的な運営に努めています。

＜関連施設との連携＞

- ① 「地区センター」「深谷小コミュニティハウス」「近隣ケアプラザ」「子育て関連施設」とは、催し物の協働開催を行う他、お互いの施設の活動開催内容や日程も広く住民に周知し、住民が幅広く様々な事業に社会参加できるよう情報交換を行い、活動できる環境を整えていきます。
- ② 困った時に相談できるよう戸塚区基幹相談支援センター、戸塚区生活支援センター、後見的支援センターとつかエコー等の機関とは日頃から顔の見える関係づくりに努めています。
- ③ 同じ連合町内会にある「原宿地域ケアプラザ」とは、地区社会福祉協議会役員会やとつかハートプラン地区別計画で、共に地域の担当者と意見交換や情報共有を行い、地域との信頼関係の構築や地域活動活性化の推進に努めています。
- ④ 「原宿地域ケアプラザ」とは、地域課題や地域住民のニーズに繋がる情報について共有し、情報の整理・集約をした情報紙を協働で作成します。
- ⑤ ズームのアカウントを法人で準備しており、会議や研修会等で必要に応じてホストとなり、効率的に運営できるように努めています。

エ 地域福祉保健のネットワークの構築について

地域の関連団体や関連機関との情報共有やネットワーク構築に対する考え方について記載してください。

＜関連団体や関連機関との情報共有やネットワーク構築＞

- ① 地域の関連団体、機関、地域の役割や機能・取り組みをよく理解し、年間行事や定例会等で意見交換や情報共有をする機会を持ち、連携の強化や顔の見えるネットワークの構築を図ります。
- ② 地域の課題や福祉保健活動のニーズを見出した時には、このネットワークを駆使し地域に適した支援を目指し、協働して行けるよう連携を保ちます。
- ③ 障害児・者に関する相談を専門機関につなげる他、余暇支援、学習会等の活動の参加協力や情報共有等を通してネットワークを構築します。
- ④ 泉区が隣接しているため、泉区の住民からも自主事業等の申し込みがあるため、他区のケアプラザ等とのつながりも大切にしていきます。
- ⑤ 横浜市サービス・活動B等補助事業（サービスB）団体については、区域、市域での活動団体同士の情報交換会の開催等、ネットワーク構築にも必要に応じて取り組んでいきます。

オ 区行政との協働について

区運営方針、区の事業等を踏まえたうえで、区行政との連携について具体的な取組を記載してください。

＜ 令和7年度 戸塚区 運営方針 ＞

I 基本目標

こころ豊かに つながる笑顔 元気なとつか

II 目標達成に向けた施策

- * 人と人とがつながるまちづくり
- * 安全・安心を実感できるまちづくり
- * 誰もが自分らしく健やかに暮らせるまちづくり
- * 活気に満ちた魅力あふれるまちづくり

（令和7年度 戸塚区運営方針 参照）

※目標達成のため、日常業務や各事業において必要な情報や課題等を円滑に共有できるように区役所の地区担当者との情報共有を密に行い連携を深めます。

＜人と人とがつながるまちづくり＞

- ① 自治会や町内会の他、NPO法人や社会福祉法人、民間企業や大学等多様な社会資源と連携を深め、協働しながら地域の魅力アップや課題に取り組めるよう「地域ケア会議」や「協議体」、自主事業等を開催します。

＜安全・安心を実感できるまちづくり＞

- ① 災害時の「福祉拠点」として、災害時の職員参集方法・備蓄品のリストづくり・管理等を行い、災害時の受け入れ体制を整えます。
- ② 感染症や防犯等、予防対策や対応について広報紙やホームページ等で発信していきます。
- ③ 出張防災講座を行い、災害への備え等の普及啓発を行っていきます。



災害時のトイレ事情
(出張防災講座)



高齢者サロンでの
消防署による講話



防災講座
(自主事業)

<誰もが自分らしく健やかに暮らせるまちづくり>

- ① 子どもたちが健やかに育ち、高齢者や障害者が孤立せず安心して過ごせるように、地域で「交流・見守り・居場所」等の充実が図れるように、地域や関係機関と連携して進めていきます。
- ② 認知症になっても安心して生活を送ることができるよう地域に正しい理解の促進を行います。
- ③ 幅広い世代への健康づくりのために、気軽に参加できる屋外での健康づくりの場を提案していきます。

<活気に満ちた魅力あふれるまちづくり>

- ① 自然が多く残る大きな公園で子どもたちが遊び、高齢者が散歩をしており、遊水地ではカワセミや景色の撮影、農作用地を借りて家庭菜園をしている人も多く、地域の魅力であり社会参加できる場所として情報発信していきます。
- ② 連合町内会自治会、地区社会福祉協議会等の催しにも参加し、地域全体が活性化できるような支援を行っていきます。



俣野公園



西公園



春日神社



貸農園

カ 地域福祉保健計画の区計画及び地区別計画の推進について

区地域福祉保健計画の区全体計画及び地区別計画の策定・推進の事務局及び地区別支援チームのメンバーとして参画し、住民、事業者、行政等と協働した地域の課題解決に向け、どのような体制でどのように取り組むか記載してください。

<区地域福祉保健計画の区全体計画及び地区別計画の策定・推進>

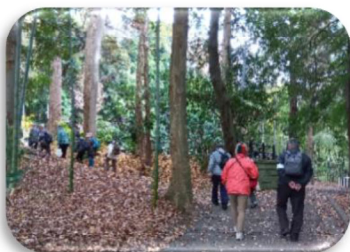
第5期とつかハートプラン「戸塚スタイルをまちぐるみで!」に従って、大正地区では「安心・安全」「交流」「防災・減災・防犯」「健康」の4つの目標を策定し、大正連合町内会自治会、大正地区社会福祉協議会、町内会自治会、住民、福祉団体、事業所、戸塚区役所、戸塚区社会福祉協議会、地区内の原宿地域ケアプラザ等と共にそれぞれの役割を担い協働して参ります。

<地域連携チームとの連携>

- ① 定期的に開催されるチーム会議では、地域情報や課題の共有、課題解決に向けて取り組みます。
- ② ケアプラザで開催するケアプラザまつり等で、意識調査やリーフレット・啓発用品の配布等で「ハートプラン」の周知を行います。

<地域との連携>

- ① 区計画や地区別計画について、地域連携チームのメンバーとして、策定の支援に努めて参ります。
- ② 大正地区ハートプランに掲げられている目標と具体的な取り組みを支援します。
- ③ 地域のお祭りや、防災訓練、ケアプラザ祭り、その他イベントへの相互参加協働により、さらに地域との関連を深められるよう取り組みます。
- ④ 高齢者支援・子育て・障害者に関する様々な事業や情報を発信し、地域の意見を受け止め、関係機関や区と連携して対応します。
- ⑤ 地域活動のひとつひとつがハートプラン推進の重要なピースとなっていることを認識していただけるように活動の魅力を伝えていきます。



おさんぽマップ
でお散歩会



ハートプラン意識調査
(地域のイベント)



ハートプラン意識調査
(ケアプラザのイベント)

(2) 地域ケアプラザ運営事業（地域活動交流事業。以下「地域ケアプラザ運営事業」という。）

ア 自主企画事業（指定管理事業）について

高齢者・子ども・障害者等の分野それぞれの福祉保健活動の開発・実施及び自主活動化への取組について、具体的に記載してください。

この地域における各分野のニーズを把握し、課題解決に向けた企画を行っていきます。実施にあたっては多くの関係機関、ボランティア等の協力を得ながら取り組んでいきます。

<高齢者の分野>

- ① いつまでも健康で過ごせるように、誰でも参加でき閉じこもりを防ぎ、高齢者が興味や関心を持ち、自らスタッフとして参加する介護予防事業や健康づくり事業の普及に取り組みます。

つどい場カフェ	孤立を防ぎ、気兼ねなく交流ができる場。有志のスタッフが主になり、誰でも参加できる居場所として開催する。
うたのひろば	有志のスタッフにより、唱歌や歌謡曲を歌う会。脳トレも行っている。
横浜薬科大学 薬草園見学会	薬草園スタッフの説明を受けながら、季節の薬草を見学する会。



つどい場カフェポッチャ



うたのひろばクリスマス



横浜薬科大薬草園見学

<子どもの分野>

- ① 両親ともに妊娠期や出産後の育児で親が孤立しないような見守りができる地域を目指します。地域の子育て支援ネットワークづくりを継続し、相互に事業周知等の協力ができるような関係性を作ります。
- ② 小学校等の総合の学習等で地域に関する学びのお手伝いをさせていただきます。
- ③ 子どもの頃からケアプラザを身近に感じ、足を運んでもらうことを目指し、小学生等が参加できる事業を計画します。

ぽかぽか	未就園児と保護者の他、地域の誰でも立ち寄れ、専門職に相談できる場の提供。（自由遊び・手遊び・保育士による読み聞かせ・工作等）
小学校等福祉 教育への協力	ケアプラザが、誰でも利用できることをより多くの子どもに周知する。継続的な関わりを持てるよう、学校との連携を続ける。
夏休み 小学生向け事業	ポッチャやワークショップ等での体験をきっかけに、ケアプラザに親しんでもらう機会を増やす。



ぽかぽかの様子



小学生の町探検



夏休みポッチャ体験

<障害の分野>

- ① 障害のある方が地域で自分らしく暮らしていくために、地域の誰もが障害を理解できるよう地域に向けての普及啓発に取り組みます。
- ② 当事者の困りごとを受けとめ、支援機関につなぐ役割を担うため、支援機関の役割や機能についての理解を深め関係構築を図ります。
- ③ 当事者の方が心穏やかに自分のペースで過ごすことができる居場所を作ります。

フリースペース	ひきこもりがちな方のための外出機会の場の提供（参加者の希望によるが自由な会話を主とする） 関係者、関連機関と連携した支援を行う。
普及啓発事業	困りごとについて相談することのハードルを低くすることを目標に各種機関団体等の紹介や、障害に関する啓発事業をする。



ぽぽらワークショップ



パステル作品



ぽぽら学習会

<自主活動化に向けて>

- ① 自主事業は、地域の課題解決や活性化に向けて企画運営しています。介護予防を目的とした事業については、参加者で団体を運営できるように、必要に応じて自主活動グループの立ち上げに向けての支援を行います。
- ② 障害関連事業については、当事者の自主運営が困難な場合、ケアプラザの事業として継続的に実施していきます。

イ 福祉保健活動団体等が活動する場の提供について

地域住民の福祉保健活動団体が活動する場の提供について、利用促進を図るための具体的な取組を記載してください。

地域の方々に向けて、施設利用方法の周知を定期的に行います。有効的に活用いただけるように、各部屋の空き状況を館内に掲示し、ホームページにも掲載します。また、ご意見箱の設置やアンケート等を行い、利用者の目線に立ち、快適にご利用いただけるようにします。

<新規の団体登録申請>

- ① 施設利用マニュアルで登録の方法や予約方法についてもわかりやすく説明します。登録団体向け説明会や空き情報の提示やホームページでの情報発信を行います。

＜福祉保健活動団体以外の登録＞

- ① なるべく福祉保健活動に参加してもらえよう、ボランティア情報や地域貢献活動等の情報提供を行い、地域において福祉保健活動に携わる方がさらに増えるように、積極的な働きかけを行っていきます。

ウ ボランティア登録、育成及びコーディネートについて

ボランティア登録、育成及びコーディネートについて具体的に記載してください。

深谷保野地域ケアプラザで登録しているボランティアの多くが高齢者の方です。高齢の方々の閉じこもり防止と健康の維持、社会参加のために定期的な外出の機会は重要です。ケアプラザとして、ボランティア希望者の発掘や育成、活動の場へのコーディネートを行います。

＜ボランティア登録＞

- ① ボランティア活動を希望する方の登録や登録団体の活動の場の提供等、ボランティア活動の支援に努めます。
- ② シニアボランティア登録研修会を実施し「よこはまシニアボランティアポイント事業」を推進します。

＜育成とコーディネート＞

- ① どのようなボランティアが必要とされているか地域のニーズの情報収集を行います。
- ② ボランティア活動の情報共有とボランティア同士の交流の機会の創出に努め、ネットワーク構築に取り組みます。
- ③ 継続したボランティア活動を支援するために、相談に応じたりスキルアップ講座を開催します。
- ④ ボランティアの受入施設の連絡会を開催し、近隣施設や団体とのコーディネートを行います。
- ⑤ 担当圏域で該当するボランティア活動がない場合は、区社会福祉協議会や区民活動センター等の紹介も行っていきます。

エ 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供について

地域における福祉保健活動団体や人材等の情報収集及び情報提供について具体的に記載してください。

＜福祉保健活動団体や人材等の情報収集＞

- ① 大正地区内にある原宿地域ケアプラザの生活支援コーディネーター、地域活動交流コーディネーターと定期的に集まり地域活動団体や人材についての情報交換をします。
- ② ケアプラザの受付窓口で、福祉保健活動の登録団体の対応を担当しているサブコーディネーターは、直接話す機会が多いため、団体や人材についての情報も多く得ています。収集した情報はカテゴリーに分けて社内メール等で共有し、関係職員が必要な際に取り出せるようにします。
- ③ 地域包括支援センターの職員から、地域貢献ができる専門職等の情報提供を受けます。

- ④ 自治会や町内会、民生委員児童委員への挨拶や事業の紹介等で連携を深め、人材の把握に努めて参ります。
- ⑤ 町内会自治会等への全戸訪問調査を行い、アンケート等を実施しながら、地域のニーズや人材に関する情報を収集します。

＜情報提供について＞

- ① ケアプラザを利用している福祉保健活動団体についての地域への情報提供は年6回奇数月に発行している広報紙、ホームページに掲載する他、館内や町内会自治会の掲示板に掲示していきます。
- ② 地域に向けて活動団体が行う事業周知のため情報提供を行い、活動団体が円滑に事業を実施できるよう後方支援を行います。
- ③ ケアプラザで事業を実施する際には、貸館団体や地域の活動団体等へ情報を提供し参加を募ります。

(3) 生活支援体制整備事業

ア 高齢者の生活上のニーズ把握・分析について

担当地域における高齢者の生活上のニーズを把握・分析する方法について、具体的に記載してください。

＜高齢者の生活上のニーズの把握＞

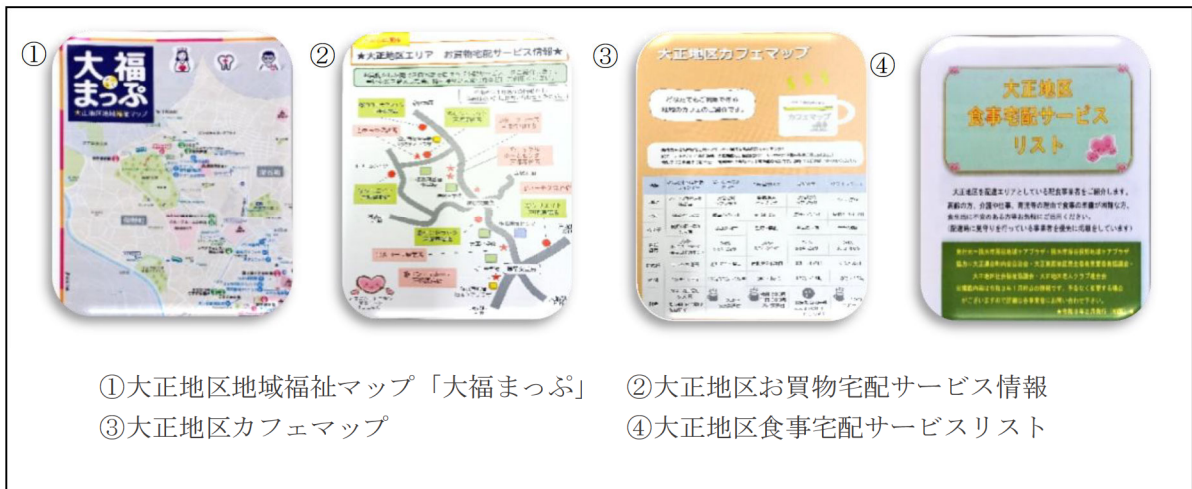
- ① 大正連合町内会自治会、大正地区東西民生児童委員協議会、大正地区社会福祉協議会、保健活動推進員等の各委員会や地域団体、施設等が開催する行事や活動へ参加します。
- ② 各町内会自治会に足を運び、住民の方から地域の様子や困りごとをお聞きます。
- ③ 相談内容や掲示板等から困りごとや関心ごとを把握します。
- ④ 各町内会自治会のご協力のもと、つながりや社会参加、健康、詐欺被害、防災等について地域特性に合わせたアンケート調査を実施し、地域の方々の関心ごとや生活状況等について把握します。
- ⑤ 5職種会議等で情報共有を行い、個別課題から地域課題を捉えニーズを把握します。



全戸訪問アンケート調査

＜高齢者の生活上のニーズ分析と活用＞

- ① 得られた地域情報に、ケアプラザの専門職が把握している情報を加味し、アセスメントシートの更新や地域支援計画、自主事業計画等に反映します。
- ② 市・区から発信される地区概況データや年齢別人口分布等を参考に、単位町内会別の将来像を予測し、必要に応じて地域と共有します。
- ③ 地域課題や地域住民のニーズに繋がる情報については、情報の整理・集約をした情報紙を作成し、大正連合町内会自治会、大正地区東西民生児童委員協議会、大正地区社会福祉協議会、老人クラブ、活動団体等に情報提供や配布についてご協力をいただき、発信しています。今後も新しい情報紙の作成や更新を行います。



イ 多様な主体による活動・サービス及び社会資源の把握・分析について

民間企業やNPO法人等、多様な主体による社会資源を把握・分析する方法について、具体的な取組を記載してください。

<多様な主体による活動やサービス、社会資源の把握>

- ① 「横浜市サービス・活動B等補助事業」を運営する2カ所のNPO法人の他、大学、社会福祉法人、病院、小売店、金融機関等への訪問で、活動内容や団体の強み、地域貢献に関する意向等を把握します。
- ② 地域包括支援センター3職種、地域活動交流コーディネーター、生活支援コーディネーター、居宅介護支援事業所のケアマネジャーが各々の活動で得た地域情報を共有します。

<多様な主体による活動やサービス、社会資源の分析>

- ① 多様な主体で行われている地域活動や取組と、地域包括ケアシステムに向けた戸塚区行動指針やハートプラン地区別計画の目標を照らし合わせ、現状を活動団体や関係機関等と連携しながら分析します。
- ② 「ヨコハマ地域活動・サービス検索ナビ」や地区概況シートを参考に、把握しているニーズと地域資源マップを照らし合わせ、不足している地域資源を分析し、地域資源の創出に繋げます。
- ③ サービスの把握や生活支援の様々なサービス情報を集約し地域に還元していきます。

ウ 目指すべき地域像の共有と実現に向けた取組（協議体）について

目指すべき地域像を地域住民等と共有し、地域の活動・サービスを創出・継続・発展させるための取組（協議体）について、具体的に記載してください。

<協議体について>

- ① 地域の方々が感じている課題とケアプラザが把握しているニーズ等をもとに、地域が主体となった目指す地域像への想いのすり合わせを協議体を活用して丁寧に進めていきます。
- ② 協議体単体での開催以外にも、地域ケア会議との合同開催や行政機関、ケアプラザの専門職等と連携し、時間を掛けながら地域のペースに合わせて柔軟に運営します。



居場所づくり打合せ



お買物支援打合せ



エ 高齢者の生活ニーズと社会資源のマッチングの支援の取組

高齢者の生活上のニーズと多様な主体による社会資源のマッチングの支援について、具体的に記載してください。

＜高齢者の生活上のニーズと多様な主体による社会資源のマッチングの支援＞

- ① NPO法人やボランティア団体、大学、病院、企業、小売店、金融機関等とネットワークを構築し、地域に不足する生活支援やサービスの創出等につなげる場を設定します。
- ② 地域の課題解決に向けて多様な主体と連携しながら、ニーズに合わせて解決されるその取り組みを支援していきます。

（例）移動販売（地域と企業の連携）

地域住民の思いから導入することになった移動販売は、ご近所同士で声を掛け合う見守り・交流の機会になっています。また、詐欺や熱中症等の生活に関連する注意喚起や、地域で気になる方の情報を把握する機会になっています。



移動販売

- ③ 今後町内会自治会へのアンケート調査等を実施しながら、課題を共有し、「協議体」等を通して地域住民の方々の想いを確認し、エンパワメントの視点を持ちながら、必要な社会資源とのマッチングを支援していきます。
- ④ 高齢者自身がインフォーマルサービスや社会参加等の機会を選択できるよう選択肢を広げ、フレイル予防の視点を持ち、専門職と連携して情報提供やマッチングを行っていきます。

(4) 地域包括支援センター運営事業

ア 総合相談支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である総合相談支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

※地域の状況

- I) 当地域ケアプラザの担当地域は、高齢化率が50%を超える自治会もあり、区内で一番高齢化が進んでいます。ケアプラザは谷間を通る幹線道路沿いにあるために、来館相談後は、坂道を登って帰宅しなければならないこともあり、電話相談が多い他、家族のみの来館相談や職員が自宅を訪問して対応しています。
- II) 相談は、当事者や家族だけに及ばず、一緒に入居し共に子育てをして生活してきた地域の人々のつながりは深く、心配な近隣者がいるとNPO活動団体を通して相談があったり、管理組合、民生委員等からも連絡が入ります。
- III) 高齢化率が高いことから、相談内容は主として「介護保険」「認知症」「施設入所」「退院後の生活」「見守り」等の相談がほとんどでしたが、最近は「8050」「虐待」「ごみ屋敷」等の相談も増えてきています。

＜総合的な支援＞

- ① 福祉・介護・医療の専門職として、一人ひとりの強みや希望を理解し「その人らしさ」を発揮できるように本人や家族に寄り添い支援していきます。
- ② 高齢者だけでなく、生活困窮、障害等、複合的な課題を抱えた世帯も増えてきているため、課題解決に向けて行政機関や専門機関との連携を深めていきます。
- ③ 日頃から、地域の組織・福祉・保健・医療団体と連携、ネットワーク構築を行い、課題や情報を共有し、早期発見・早期対応・予防的対応ができるよう取り組んでいきます。

＜相談機能の周知＞

- ① ケアプラザのホームページで案内する他、地域の小売店・クリニック等にケアプラザの広報紙や、包括支援センターのチラシを配架して相談機能の周知を行います。
- ② 戸別訪問で、ケアプラザのチラシを配布していきます。戸別訪問を行った自治会では、ケアプラザへの相談数が増えています。
- ③ 老人クラブや地域の活動団体に出向き、自主事業や講座等を通じて身近な相談機関としての周知を図ります。

＜潜在化しているニーズの把握＞

- ① 日々対応する相談は、町内会自治会別に件数や内容を集計し、町内会自治会ごとの特性を把握していきます。
- ② 定期的で開催されている民生委員児童委員協議会への参加で、民生委員と情報共有を行います。
- ③ 地域のサロンやサークル等へ積極的に出向き、地域の課題やニーズを把握します。

イ 認知症支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である認知症支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

※ 地域の状況

深谷俣野地域ケアプラザエリア全体では、高齢化率が36.74%を占め認知症高齢者も多く生活されていると推測します。

認知症に関する多くの相談はありますが、家族での介護が立ちいかなくなって重症化してから相談に来るケースも増えています。ゆるやかな見守りができている地域である反面、認知症講座を開催する際には、認知症予防に関しての依頼が多く、認知症になったことを前提に我がこととして捉えるには時間を要する状況です。

<認知症の正しい理解の促進>

- ① 地域住民や老人クラブで認知症講座を開催し、チームオレンジ（認知症の人や家族の願いの実現や困りごとの解決に向けた取り組み）の周知を図っていきます。
- ② 講座開催時には、チームオレンジの趣旨に添うよう、認知症啓発カード等を用いて、認知症の人の気持ち等を具体的に理解できるよう工夫していきます。



啓発用のぼり旗

<家族を支える取り組み>

- ① 認知症を受け入れられない家族の相談には、行政で発行している「オレンジガイド」や「認知症サポートミニガイド」等を用いて説明や助言をしていきます。
- ② 認知症の鑑別診断、専門相談員による面談や電話相談を行う「認知症医療疾患センター」を案内し、本人や家族の不安を軽減します。
- ③ 家族に寄り添った個別の相談に応じる他、介護者の負担軽減、孤立予防のために定期的に「介護者のつどい」を開催します。
- ④ 認知症の方が行方不明になった時、迅速に対応できますよう「戸塚区認知症高齢者等SOSネットワーク（みつけてネット）」への登録について情報提供し登録の支援をします。
- ⑤ 高齢者が行方不明になった時、見守り側の協力機関の登録が増えることで、見守りの輪も広がることから、高齢者と関わる機会の多いエリアの事業者へ「戸塚区地域ネットワーク見守り事業」の情報提供や協力を呼びかけます。

<認知症の早期発見・対応>

- ① 軽度の物忘れ等に不安を抱いている方の相談に関しましては「横浜市もの忘れ検診」を案内して早期の受診を勧めます。
- ② 「戸塚区認知症初期支援チーム」と連携し、軽度の段階から必要な治療や支援につなぎ、家族の支援に取り組みます。

ウ 権利擁護事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である権利擁護事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

※ 地域の状況

高齢者が多い当エリアでは、各町内会自治会が積極的に「点検商法」や「オレオレ詐欺」等への注意を促すチラシを回覧板や掲示板を通して周知しています。また、民生委員も訪問時に情報提供をして、地域全体で被害の防止に努めています。

特に「独居世帯」では今後の生活についての不安や相談も多く、「8050」世帯に関して、虐待を懸念する地域からの相談もあります。

<自己決定支援>

- ① 今後の生き方や生活について、自身の想いや意思を気軽に見つめることができるよう出張講座では、自身の意思を確認し、家族にもその意思を伝えることができるように「エンディングノート（戸塚版）」や「もしも手帳」を配布し利用を推進していきます。

<認知症高齢者の虐待防止>

- ① 住民や民生委員等の地域の見守り活動、高齢者虐待を発見しやすい介護保険事業者や医療機関、行政との連携により早期発見と迅速で適切な対応、及び、虐待防止を目指します。
- ② 介護者自身の心身の負担が軽減できるよう、必要なサービスを利用するための支援や「介護者のつどい」「想いでカフェ」等、専門職や地域活動の場へ繋がります。
- ③ 専門職として、適切な虐待防止対応ができるよう「虐待防止研修」を通して、虐待に関する意識や支援技術の向上に努めます。

<成年後見人制度やあんしんセンターの活用促進>

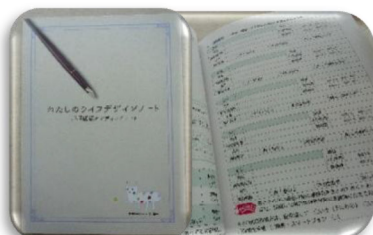
- ① 総合相談や介護保険事業者等から、金銭管理や契約、生活に支障があるとの相談を受けた場合、成年後見人制度やあんしんセンターに関する情報提供を行います。
- ② 認知症での判断能力の低下や、独居・家族の中で適切な意思決定ができない場合、行政とも連携し法的に権限を与えられた後見人等の制度の活用につなげていきます。
- ③ 区や関係機関で構成する成年後見サポートネットに参加し、事例検討や情報交換を行い、成年後見人制度等の普及啓発に取り組みます。

<消費者被害の防止・啓発>

- ① 高齢者を狙う悪質商法や振り込め詐欺等の消費者被害を未然に防ぐため、老人クラブの定例会等に参加し、啓発チラシの配布や説明を行います。
- ② 総合相談で把握した高齢者世帯や独居高齢者の中で、介護保険や地域の支援につながない高齢者には、定期的な連絡で消費者被害の予防を促します。
- ③ 民生委員やケアマネジャー、介護保険事業者にも同様に地域の消費者被害の状況を伝え、消費者被害防止の啓発や早期発見の担い手を増やしていきます。
- ④ ケアプラザのホームページや掲示板に、国民生活センターが発行する「見守り新鮮情報」や警察署から配布される詐欺被害に関する啓発チラシを掲示して防止や啓発に努めます。
- ⑤ 消費者被害の相談があった場合「横浜市消費生活総合センター」と連携し、消費生活相談や消費被害者救済につなげます。



成年後見人制度研修



エンディングノート



想いでカフェ

エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

※ 地域の状況

独居世帯や高齢者のみの世帯割合が高いエリアですが、長年居住し、自分達で必要な物や人材を作り上げてきた方々なので、地域に愛着を持ち小さな事情でも情報共有できるネットワークがあります。

現在も、支え合い活動を広げているNPO法人や老人クラブがあります。

❖ 包括的・継続的支援事業

- I 包括的継続的ケアマネジメントは、高齢者が住み慣れた地域で生活できるよう、高齢者の状況に応じて、高齢者の生活全体を丸ごと（包括的）、どのような状態になっても切れ目なく（継続的に）支えることです。
- II 加齢により支援が必要になった時に、介護保険サービスだけでは網羅できないため、医療機関や地域の社会資源を活用した一つのチームとして支援します。
- III 介護保険を利用する場合、支援チームの核となるケアマネジャーの実践力向上や、多職種連携を構築する環境整備を進めていきます。

<関係者とのネットワークの構築>

- ① 民生委員との連携を構築し、担当者の情報交換や支援方法を共有するために、「民生委員とケアマネジャーの連絡会」を定期的開催します。
- ② 地域で古くから支え合い活動をしている2か所のNPO法人（横浜市サービス・活動B等補助事業の受託事業者）と連携し、介護保険で担えないインフォーマルサービスの情報をケアマネジャーに提供します。

<ケアマネジャーの実践力向上の支援>

- ① ケアマネジャーが抱える課題や支援ニーズの把握を行い、課題や困難（精神疾患への対応や医療との関わり等）対応に関しては、年4回定期的開催する「ケアマネサロン」で、実践力向上を目的とした事例検討会や研修会を開催します。
- ② 支援困難ケースに関しては、チーム会議や地域ケア会議への事例提案を促す他、個別訪問に同行し課題解決に向けて、一緒に解決の糸口を共に考えるケアマネジメント支援を行います。



民生委員とケアマネジャー連絡会



ケアマネサロン



❖ 在宅医療・介護連携事業

地域の医療機関や介護保険事業所が連携して、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく最期まで在宅生活を続けられるよう支援していきます。

<医療と介護の相互協力体制の構築>

- ① 2人のケアプラザ協力医は、個別相談の他に、広報紙へ「医療コラム」の掲載や、住民向けの「医療講座」で講師を務め、その内容は好評を得ています。
- ② 地域のクリニックの医師からは「心配な人がいる」と診療中に直接連絡が入り、介護保険につながる場合があります。
- ③ 医療機関から退院する際には、医療機関の地域連携室看護師や相談員と連携を取りながら、ケアマネジャーに退院後の受け入れ調整を引き継ぎます。

<医療に関するケアマネジメントの向上>

- ① ケアマネジャーに、在宅医療相談室の研修会や事例検討会への参加を促し、医療知識取得やそれに伴うケアマネジメントの向上、ケアマネジャーと医療関係者の連携構築を推進します。
- ② ケアプラザが主催するケアマネサロンで、「訪問診療医」や「認定看護師」等の医療専門職を招いて医療講座を開催し、ケアマネジャーと医療専門職との連携構築を推進します。



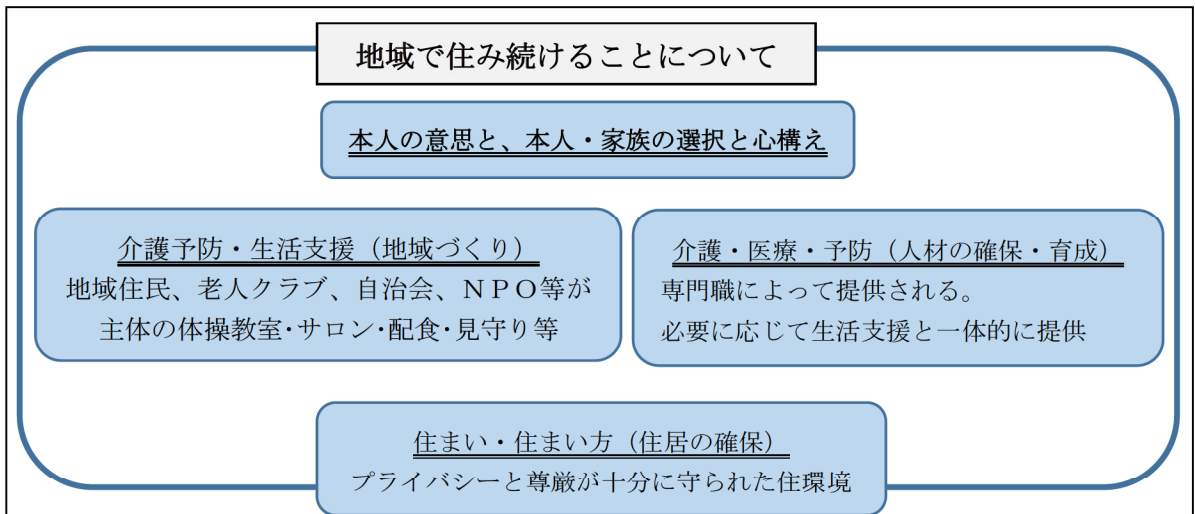
医療講座

オ 地域ケア会議について

地域包括ケアシステムの実現のために、地域ケア会議を活用してどのように取り組んでいくか、具体的に記載してください。

※ 地域の状況

深谷俣野地域ケアプラザエリアでは、以前より住民主体による充実した見守りや生活支援、介護予防活動等、NPO地域活動団体が積極的に取り組んでいます。その反面、認知症を我がこととして捉えられない状況、障害を持つ子供が高齢の親を介護している状況、坂道が多く買い物が大変な状況、ハザードマップ想定浸水定位地域の養護者支援等の課題が見受けられます。



※ 地域ケア会議

地域の課題解決機能として位置づけられています。当ケアプラザでは、それぞれ年に1～2回の「個別地域ケア会議」と「ケアプラザエリア地域ケア会議」を開催しています。

参加者は、民生委員、町内会自治会や役員、参加を希望する地域住民、NPO団体、保育所職員、障害支援関係者、ケアマネジャー、見守りネット協力事業所、医療機関、区社協、大学研究者、行政職員、ケアプラザ職員で、会議のテーマによって、ケアプラザから参加者を招いています。会議後は、参加者で支援チームを結成し、役割分担して地域の課題に取り組みます。

<個別地域ケア会議>

- ① 地域の活動団体、介護保険事業所等から相談があるケースについて、地域としてどう関わっていくかを検討。

テーマ：「①独居認知症高齢者」「②認知症の親と精神疾患の子ども」「③生活困窮」等

①テーマ	独居認知症高齢者の在宅生活を円滑にするために。
会議後	本人が参加するサークル団体や近所で見守る地域の人に対して「認知症」や「介護サービス」に関する講座を開催。

②テーマⅠ	認知症の母と精神障害の子どもを支えるために支援者として、どのように関わっていくか。
会議後	高齢担当支援者だけでなく、障害担当支援者とも情報を共有して「成年後見」「サービスの繋げ方」「緊急時の対応」等の課題や支援の方向性、それぞれの役割を確認。

②テーマⅡ	補助人や訪問診療医等を交えた新しいチーム支援の課題や方向性を確認する。
会議後	本人や家族を「おいてきぼり」にしない。平時から時間をかけて本人や家族に「伴走」する伴走型支援で対応する方針を共有。

③テーマ	精神障害の子どもと年長の孫の同居で、生活が困窮している人への対応。
会議後	「生活困窮者自立支援制度」やケアプラザ協力医の医療相談の案内等、制度や相談対応窓口を支援者が共有し、いざと言う時の支援体制を整える。

<ケアプラザエリア地域ケア会議>

- ① 坂道がある地域（A自治会）、ハザードマップ想定浸水定位地域の自治会（B自治会）へ全戸訪問を行いアンケートの収集を実施。

アンケートから課題を抽出し、アンケート結果と共に自治会報告。

住民向けにアンケート報告会を兼ねた地域ケア会議を催し課題について検討。

【A自治会：756戸訪問 アンケート回答355戸 回答率47%】

テーマ	自治会やケアプラザの活動を理解し、住民の持つ力を引き出す。 ～ A自治会ってすごいんだ！！ ～
会議後	移動販売車への働きかけ → 現在、週1回移動販売所が巡回 たくさんの人が参加できる自治会活動の企画・実施

【B自治会：162戸訪問 アンケート回答90戸 回答率56%】

テーマⅠ	これからのB自治会を考える。
会議後	住民アンケートを取り独自の自治会マップを作成 子どもから大人まで参加できるコース別のウォークラリーを実施

テーマⅡ	新旧住民が顔なじみになるために、こんなことがやれたらいいよね ～みんなごちゃまぜで顔見知りの輪を広げたい 穏やかなつながりのタネのを見つけ方～
会議後	車いすでも参加できるウォークラリーの企画 集会所を利用した新しいつどいの場の開催計画



A自治会地域ケア会議



B自治会地域ケア会議

<地域包括ケアシステムの推進>

- ① 地域ケア会議は地域包括ケアシステムを推進していくための、重要なツールと考えています。
公的なサービスだけでなく、多様な地域資源を利用して高齢者の生活のみならず、支援を必要としている方を包括的継続的（生活全体を丸ごとどのような状態になっても切れ目なく）に支えていく仕組みは、今後の地域防災にもつながります。
地域支援充実のために、今後も工夫しながら地域ケア会議の開催を考えていきます。
- ② 戸別訪問の際に活用するアンケートに関しては、地域の特性や状況に応じた内容を検討します。
より多くのニーズを収集するために面会できなかった方でも答えられるよう、2次元コードを活用します。

カ 指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）について

事業実施に係る人員の確保・育成、業務委託先である指定居宅介護支援事業者の選定方法及び具体的な支援内容の計画について記載してください。

※ 地域の情報

地域で支え合い活動や居場所を提供してきた2か所のNPO地域活動団体は、横浜市から「横浜市サービス・活動B等補助事業の活動団体（サービスB活動団体）」として委託され、介護予防のために予防に資するプログラムを提供しています。要支援認定を受けている人もボランティアとして参加し、いきいきと活動しています。

介護予防・生活支援サービス事業（ハートページより抜粋）

国の類型	横浜市のサービス名称	事業概要
住民主体による支援サービスB	横浜市訪問型支援	住民主体のボランティア等が定期的に自宅に訪問し、掃除、洗濯、調理、買い物など日常生活の支援を提供。
	横浜市通所型支援	住民主体のボランティア等が行う地域サロンなどで体操や趣味活動などの介護予防につながる活動を提供。
その他の生活支援サービス	横浜市配食支援	住民主体のボランティア等が定期的に自宅に訪問し、栄養改善を目的とした配食サービスを提供。
	横浜市見守り支援	住民主体のボランティア等が定期的に自宅に訪問し、安否確認や見守りを行う活動を提供。

エリア内には、要支援認定を受けても、介護保険サービスを利用しないでサービスB事業のみを利用している対象者が11名～12名います。その方の介護予防マネジメントプランを地域包括支援センターで作成しています。
その中でボランティアとして3名の方が登録しています。



要支援ボランティア登録者

<居宅支援事業所委託の関与・支援>

- ① 毎月200ケース近くの介護予防ケアマネジメントに対し、包括支援センターの職員だけでは対応が難しい状況です。

自立に向けた効果的なケアマネジメントの人員確保として、指定居宅支援事業所に委託していきます。

- ② 業務委託として指定居宅介護事業所の選定方法は、行政が開示している事業所一覧表等を提示して利用者の選択肢を広げ、利用者の希望や意見を尊重しつつ公正中立を確保します。
また、特定の事業所に偏らないよう「ケアマネジメント依頼確認表」で管理します。
- ③ 適切なアセスメント及び自立支援に資するケアプランを作成するため、作成方法で相談があった新任ケアマネジャーには同行訪問して個別で作成方法を支援し、不定期にケアマネサロンにて介護予防マネジメント研修を行います。
- ④ 生活支援コーディネーターと地域情報を共有しながら、ケアマネジャーに向けて、幅広い選択肢の中から、利用者の自立に向けたサービスの選択ができるよう、インフォーマルやサービスB活動団体が行う「横浜市サービス・活動B等補助事業」の情報提供をします。

<関連機関との連携>

- ① 横浜市サービス・活動B等補助事業の活動団体（サービスB活動団体）と連携し、自立に資するプログラム内容に関しての相談には地域情報等の提案や助言を行い、活動の活性化を支援し協働で地域やケアマネジャーへの周知に努めます。

キ 一般介護予防事業（介護予防普及強化業務）について

地域性を踏まえた上で、市や区の方針に沿って、介護予防に関する普及啓発や地域活動支援等の介護予防事業をどのように展開していくか具体的に記載してください。

※ 介護予防事業の展開

エリアでは、健康に対する意識の高い方が多くいます。自治会や町内会の集会所では、老人クラブのメンバーや有志による体操やヨガ、自強術、ボッチャ、吹き矢、健康麻雀等が行われ、公園では、ラジオ体操や太極拳、歩こう会、グラウンドゴルフ等に参加されています。
また、NPO活動団体では、参加者が選択しやすいよう曜日ごとに「健康づくりプログラム」を作成しています。

<介護予防の普及啓発事業>

- ① 介護予防の普及に向け、歯科医師、病院のリハビリ専門職、栄養士等の協力を得ながら、「ロコモ・フレイル」「口腔機能向上」「栄養改善」「認知症予防」等についての啓発を推進していきます。
- ② 講座や事業の終了後も継続して健康への取り組みができるよう、民生委員や保健活動推進員と共に働きかけをしていきます。

<地域活動の支援>

- ① 地域で行われている様々な介護予防の活動において、維持継続できるように支援します。活動に参加して状況を把握し、参加者のニーズや課題を収集して、介護予防に関する啓発を行います。



栄養改善講座



ロコモ・フレイル講座



認知症予防レクリエーション

ク 多職種協働による地域包括支援センターネットワークの構築について

包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の社会資源が有機的に連携できるためのネットワークづくりをどのように行っていくかを記載してください。

※ 多職種との連携

当ケアプラザでは、地域包括支援センターの3職種が各福祉・医療・介護等の専門知識や技能を活かし、医療機関、介護保険事業所、見守りネット協力事業者等と共に地域包括ケアシステム構築ために連携を深めています。

さらに、「地域活動交流コーディネーター」や「生活支援コーディネーター」が収集する地域の情報を共有し、高齢・子ども・障害・地域等の各分野を5職種ワンチームで、包括的（丸ごと）な支援ネットワークの構築を行います。

<地域の保健・福祉・医療サービスとの連携>

- ① 地域ケア会議で課題を検討し、ケアマネジャー、訪問看護、訪問診療、訪問介護、通所介護等、個人を支える専門職同士が連携して共に地域を支援していきます。
- ② 高齢や認知症、障害、生活困窮等複合的な課題を抱える世帯の支援に向けて、障害関係機関や社会福祉協議会等の高齢者以外の専門職とも連携を強化していきます。
- ③ 地域の医療機関と連携し地域向けの医療講座（心疾患、尿失禁、肝臓病、生活習慣病、認知症等）を企画開催して、医療機関と地域をつなげます。

<NPO活動団体や見守りネット協力事業者等社会資源との連携>

- ① 地域に根付いたNPO活動団体が持つ力・課題を共有し、必要に応じて話し合いや研修等の場を設定し連携を深めます。
- ② エリア内にある「見守り協力事業者（みまもりネット）」との交流を深め、地域の情報を発信し見守りへの取り組み状況を共有して見守り体制の仕組み作りを構築します。

<ネットワーク構築の有機的な連携>

- ① 専門職や地域活動団体等の社会資源それぞれが持つスキルを共有し、各々の立場から課題についての本質を理解し、地域ケア会議や協議体等で課題解決に至る方法を考えていきます。また、各々ができる方法を組み合わせ、課題に向けて包括的取り組み「地域丸ごと共生社会」を目指して連携し、様々な支援体制の組み合わせの構築を目指します。

- ② エリアにある大学の学生たちと連携し、地域課題等を共有し検討する場を設け、多角的な視点から地域の活性化に取り組みます。

(5) 居宅介護支援事業

公の施設における事業提供であることを踏まえ、居宅介護支援事業について、指定介護予防支援事業者との連携体制も踏まえて記載してください。

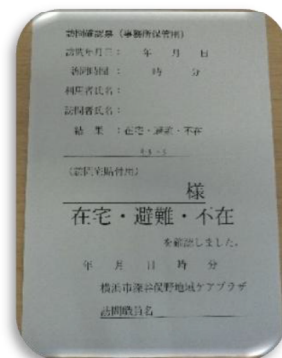
公の施設における居宅介護支援であることを常に意識し、持っている能力に応じて自立した日常生活が送れるよう、また、必要なサービスが適切に利用できるようケアプランの作成に努めます。

＜公の施設の事業所として＞

- ① 土曜日、日曜日、祝祭日もケアマネジャーを配置し、安心して相談できる体制を継続していきます。
- ② 信頼していただける事業所となるために、毎年、事業所自己評価と利用者アンケートを実施し、サービスの振り返りとともに利用者（家族）のご意見やニーズに寄り添います。
- ③ ケアプランに位置付けるサービスが特定の事業所に偏らないよう、利用者による事業所の選択を尊重し、公正中立な立場でケアプランの作成に努めていきます。
- ④ 関係法令の遵守を基本とし、多様な関係機関との連携を図るとともに総合的かつ効率的にサービス提供がなされるようケアプランの作成を行います。（コンプライアンスの徹底）
- ⑤ 利用者、家族からの相談や緊急対応について、担当者が不在の場合でも、その時に対応した職員が適切に対応します。
- ⑥ 事業所内でケースの状況を共有する会議を毎週実施するとともに、24時間連絡相談ができる体制を整えます。
- ⑦ 年間の研修計画に基づく研修への参加、他法人との研修会、毎週居宅会議を実施し学びを深め、ケアマネジメント技術の向上を図ります。
- ⑧ 特定事業所として、神奈川県介護支援専門員実務研修の実習生の受け入れを行い、地域の介護支援専門員の養成に努めていきます。
- ⑨ ケアプランデータ連携システム等、ICTの技術も適切に導入し、職員の業務負担軽減や生産性向上を進め、より円滑に業務を行えるように努めていきます。
- ⑩ 災害に備え、安否確認が必要な利用者（独居・親族がいない）を選定し、貼り紙等を準備し、自宅訪問ができるような体制を目指します。

＜指定介護予防支援事業者との連携＞

- ① 地域包括支援センターが同一建物である利点を活かし、支援困難ケース等、地域包括支援センターからの依頼に対して迅速な対応に努めるとともに、社内メールを活用し継続的に情報共有していきます。



安否確認用貼り紙

6 収支計画及び指定管理料

(1) 指定管理料の額及び施設の課題等に応じた費用配分について

収支計画、利用者サービスのための経費に対する考え方について、施設の特性を踏まえて記載してください。

<収支計画>

- ① 事業計画と収支計画を立案し、地域ケアプラザをご利用いただく方々のニーズに合わせた運営を行い、利用者サービスの質の向上を図るために指定管理料を活用していきます。
- ② 地域活動交流事業、地域包括支援センター事業、生活支援体制整備事業等において、人件費・事業費・事務費・管理費を適切に支出しながらも、収益の確保、業務効率化による経費削減等で経営の安定を図ります。
- ③ 所長、地域活動交流コーディネーター、生活支援コーディネーター、地域包括支援センター3職種の法人での勤続年数は平均15年以上と長く、職員の定着率が高いことが特徴です。経験豊富な職員も多く、地域との信頼関係が大切な業務であることから、欠かせない存在です。なお、指定管理料で不足する場合には、介護保険事業収入を充当し、施設の運営を行っていきます。

<利用者サービスのための経費>

- ① 利用者サービス向上のために年1回の利用者アンケートと意見箱を設置し、環境整備や備品購入等、利用者の意見の反映に努めていきます。
- ② 物を大切にしてお品類を長期使用するよう努めるとともに、修繕や修理等の支出については、利用者に迷惑がかからないよう区と協議の上、優先順位を考え、迅速に対応していきます。
- ③ 施設の特性としては、平成29年7月に開設しましたが、徐々に故障、修繕等の発生頻度が増えてきました。資金面においても将来的な故障や修繕、横浜市の長寿命化工事の対象工事、現状の修繕費では賄いきれないケース等を想定し、中長期的な計画でも負担できるように収支管理を行っていきます。
- ④ 指定管理料で不足する場合は、利用料金（介護保険事業収入）を充当し、施設全体での収支が黒字になるような運営を行っていきます。

(2) 利用料金の収支の活用及び運営費の効率性について

利用料金の収支の活用や運営費等を低額に抑える工夫について記載してください。

<利用料金の収支の活用>

- ① 地域活動交流事業、地域包括支援センター事業、生活支援体制整備事業による自主事業において、内容や趣旨等を考慮したうえで、参加費の徴収を行い、材料費や保険料、講師謝金等として活用していきます。
- ② 指定管理料で不足する場合には、介護保険事業収入を充当し事業継続に努めていきます。

<運営費等を低額に抑える工夫>

- ① 省エネ対策として、節電、節水はもとより、電動自転車の使用頻度を高めることによるガソリン代や交通費の節約、DXの導入を推進し、業務の効率化やペーパーレス化等、生産性の向上にも努めます。

- ② スケールメリットの活用としては、自動車の任意保険、パソコン等のネットワーク機器の保守契約を法人単位で結び、料金を下げる等、指定管理料の運営費を低額に抑えるよう取り組みます。
- ③ 同一法人の他施設事務職員にケアプラザの煩雑な経理・労務業務を担当してもらうことにより、事務作業の効率化、人件費の抑制に努めます。
- ④ 固定費の見直しについては、備品、消耗品等の一括購入や現在契約しているサービスの定期的な見直しを行うことにより、経費の削減に努めていきます。

7 自主事業（指定管理事業以外）の実施

自主事業（A型又はB型）の実施について提案がある場合は記載してください。

開所して9年目の比較的新しいケアプラザであるため、施設の認知度アップ、利用促進のチャンスと捉えています。ケアプラザとの関わりの少ない世代の利用に向けて、設置目的内の無料または実費程度での事業拡大からA型、将来的にはB型（ケアプラザ版カルチャーセンターのような）も取り組むことができるよう、ニーズ把握を行いながら、段階的に検討していきます。

ただ、新たな取り組みであり、指定管理業務と分けて実施するにあたり、事業内容や配置、責任の所在、会計等、課題は多くあるため、法人内部、横浜市とも慎重かつ丁寧に確認を行いながら検討していきます。

指定管理料提案書
(横浜市深谷俣野地域ケアプラザ)

1 指定管理料提案書

(1) 地域ケアプラザ運営事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
人 件 費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域活動交流Co ・サブCo等	□	10,847,692円	10,847,692円	10,847,692円	10,847,692円	10,847,692円
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域活動交流Co ・サブCo等	□	1,346,978円	1,346,978円	1,346,978円	1,346,978円	1,346,978円
事業費		自主事業等については地域や関係団体の協力を仰ぐことで経費の削減を図りつつ、地域のニーズに対応した事業を着実に実行できる額を決算額より算出	□	243,000円	243,000円	243,000円	243,000円	243,000円
事務費		購入物品の精査を行い経費削減を図りつつ、多くの備品の経年劣化からの買い替えも計画的に行い、施設運営を常に円滑に行える額を決算及び予算額より算出	□	6,971,330円	6,971,330円	6,971,330円	6,971,330円	6,971,330円
管理費		・管理費 ・施設維持管理費 (各種保守点検費)	□	3,797,000円	3,797,000円	3,797,000円	3,797,000円	3,797,000円
小破修繕費		・小破修繕費 474,000円		474,000円	474,000円	474,000円	474,000円	474,000円
利用料金の活用		<介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>		0円	0円	0円	0円	0円
合計				23,680,000円	23,680,000円	23,680,000円	23,680,000円	23,680,000円
うち団体本部経費				0円	0円	0円	0円	0円

※1: (地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.1875人工)) + (地域ケアプラザ運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数) + (地域ケアプラザ運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(2) 地域包括支援センター運営事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
人 件 費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象内件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域包括支援センター職員等	□	17,313,300円	17,313,300円	17,313,300円	17,313,300円	17,313,300円
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域包括支援センター職員等	□	4,701,372円	4,701,372円	4,701,372円	4,701,372円	4,701,372円
事業費		自主事業等については地域や関係団体の協力を仰ぐことで経費の削減を図りつつ、地域のニーズに対応した事業を着実に実行できる額を決算額より算出	□	166,000円	166,000円	166,000円	166,000円	166,000円
事務費		購入物品の精査を行い経費削減を図りつつ、多くの備品の経年劣化からの買い替えも計画的に行い、施設運営を常に円滑に行える額を決算及び予算額より算出	□	4,092,328円	4,092,328円	4,092,328円	4,092,328円	4,092,328円
管理費		・管理費 ・施設維持管理費 (各種保守点検費)	□	1,011,000円	1,011,000円	1,011,000円	1,011,000円	1,011,000円
小破修繕費		・小破修繕費 126,000円		126,000円	126,000円	126,000円	126,000円	126,000円
協力医		・協力医 630,000円		630,000円	630,000円	630,000円	630,000円	630,000円
利用料金の活用		<介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>		0円	0円	0円	0円	0円
合計				28,040,000円	28,040,000円	28,040,000円	28,040,000円	28,040,000円
うち団体本部経費				0円	0円	0円	0円	0円

※2: (地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.5625人工)) + (地域包括支援センター運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数) + (地域包括支援センター運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(3) 生活支援体制整備事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
人 件 費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・生活支援Co	☐					
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・生活支援Co	☐					
事業費		自主事業等については地域や関係団体の協力を仰ぐことで経費の削減を図りつつ、地域のニーズに対応した事業を着実に実行できる額を決算額より算出	☐					
事務費		購入物品の精査を行い経費を削減しつつ、円滑な施設運営が行える額を決算及び予算額より算出	☐	261,949円	261,949円	261,949円	261,949円	261,949円
利用料金の活用		<介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>		0円	0円	0円	0円	0円
合計				6,410,000円	6,410,000円	6,410,000円	6,410,000円	6,410,000円
うち団体本部経費				0円	0円	0円	0円	0円

※3:生活支援体制整備事業に係る生活支援コーディネーター基礎単価×配置予定人数

(4) 一般介護予防事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
事業費		講師謝金等、一般介護予防事業にかかる経費	☐	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
合計				154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
うち団体本部経費				0円	0円	0円	0円	0円

収支予算書
(横浜市深谷俣野地域ケアプラザ)

項目			令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
収入	横浜市 支払 想定額	地域ケアプラザ 運営事業	23,680,000円	23,680,000円	23,680,000円	23,680,000円	23,680,000円
		地域包括支援 センター運営事業	28,040,000円	28,040,000円	28,040,000円	28,040,000円	28,040,000円
		生活支援 体制整備事業	6,410,000円	6,410,000円	6,410,000円	6,410,000円	6,410,000円
		一般介護予防 事業	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
			58,284,000円	58,284,000円	58,284,000円	58,284,000円	58,284,000円
	介護保険 事業収入	介護予防支援事業 ・第1号介護予防支援 事業	11,103,000円	11,103,000円	11,103,000円	11,103,000円	11,103,000円
		居宅介護支援事業	25,131,950円	25,131,950円	25,131,950円	25,131,950円	25,131,950円
			36,234,950円	36,234,950円	36,234,950円	36,234,950円	36,234,950円
	その他収入		85,000円	85,000円	85,000円	85,000円	85,000円
			94,603,950円	94,603,950円	94,603,950円	94,603,950円	94,603,950円
支出	内訳	人件費	63,026,561円	63,499,161円	63,971,761円	64,444,361円	64,916,961円
		事業費	971,000円	971,000円	971,000円	971,000円	971,000円
		事務費	22,612,000円	22,612,000円	22,612,000円	22,612,000円	22,612,000円
		管理費	4,808,000円	4,808,000円	4,808,000円	4,808,000円	4,808,000円
		その他	0円	0円	0円	0円	0円
			91,417,561円	91,890,161円	92,362,761円	92,835,361円	93,307,961円
		うち団体本部経費	0円	0円	0円	0円	0円
収支			3,186,389円	2,713,789円	2,241,189円	1,768,589円	1,295,989円

賃金水準スライドの対象となる人件費に関する提案書 (横浜市深谷俣野地域ケアプラザ)

1 地域ケアプラザ運営事業における基礎単価及び配置予定人数

(1) 地域ケアプラザ所長

		令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	0.1875人	0.1875人	0.1875人	0.1875人	0.1875人

(2) 地域ケアプラザ所長以外

		令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人
臨時 雇用 職員等	①	基礎単価				
		配置予定人数	0.1880人	0.1880人	0.1880人	0.1880人
	②	基礎単価				
		配置予定人数	1.7000人	1.7000人	1.7000人	1.7000人
	③	基礎単価				
		配置予定人数				

2 地域包括支援センター運営事業における基礎単価及び配置予定人数

(1) 地域ケアプラザ所長

		令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	0.5625人	0.5625人	0.5625人	0.5625人	0.5625人

(2) 地域ケアプラザ所長以外

		令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人
臨時 雇用 職員等	①	基礎単価				
		配置予定人数	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人
	②	基礎単価				
		配置予定人数	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人
	③	基礎単価				
		配置予定人数	0.1880人	0.1880人	0.1880人	0.1880人

3 生活支援体制整備事業における基礎単価及び配置予定人数

		令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人

4 人員配置の理由

提案する職員の人員配置について、次の欄に理由を記入してください。

所長1名。地域ケアプラザ運営事業はコーディネーター1名、サブコーディネーターと事務職員。地域包括支援センター事業は3職種各1名と事務職員。生活支援体制整備事業はコーディネーター1名。

団体の概要

(令和8年2月現在)

(ふりがな) 商号又は名称	(しゃかいふくしほうじん せいぼかい) 社会福祉法人 聖母会			
共同事業体又は中小企業等協同組合として応募している場合には、その名称を記入してください。				
(ふりがな) 名称	()			
所在地	〒161-0032 東京都新宿区中落合二丁目5番1号			
設立年月	昭和27年 5月			
沿革	明治30年頃熊本市本妙寺境内に集まったハンセン病患者に、フランス人宣教師ジャン・マリー・コール師は救助の手を差し伸べ、マリアの宣教者フランシスコ修道会に援助を求めた。この要請に応え、救ハンセン病事業が始まり聖母会の発祥となった。その後、行路病死者の遺児や身寄りのない老人の世話をするため、各地に老人施設、養護施設、病院、保育所が設立された。			
事業内容等	・養護老人ホーム ・訪問看護ステーション ・特別養護老人ホーム ・保育所 ・居宅介護支援事業 ・児童養護施設 ・地域包括支援センター ・助産施設 ・生活困窮者のための無料または低額な料金で診療を行う事業 ・横浜市高齢者住宅生活援助員派遣事業 ・老人デイサービスセンター ・児童家庭支援センター ・老人短期入所事業 ・老人居宅介護等事業等			
財政状況 ※直近3か年の事業年度分	年 度	令和6年度	令和5年度	令和4年度
	総 収 入	8,375,049,883	8,229,021,645	8,472,696,469
	総 支 出	8,560,860,125	8,233,619,123	8,618,923,122
	当期収支差額	-185,810,242	-4,597,478	-146,226,653
	次期繰越収支差額	6,984,034,383	7,747,513,270	7,865,686,111
連絡担当者	(ふりがな) 氏名	()		
	部署・職名	社会福祉法人聖母会 本部事務局		
	電話番号	03-3954-5061	FAX	03-5996-6810
	E-mail	()		
特記事項				